

農業補習教育の展開とその意義

——秋田県西目村の事例から——

大 鎌 邦 雄

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| 1. はじめに——課題と限定—— | その条件 |
| 2. 農業教育システムの形成とその変化 | (1) 小学校 |
| (1) 小学校教育 | (2) 青年夜学会と青年団 |
| (2) 実業補習学校 | (3) 西目村農業補習学校 |
| 3. 秋田県の農業補習教育の奨励政策とその特徴 | 5. 西目村の農業教育の内容とその意義 |
| (1) 高等小学校の農業教育普及政策 | (1) 小学校 |
| (2) 農業補習学校の奨励策 | (2) 青年団と夜学会 |
| 4. 西目村の農業教育システムの整備と | (3) 農業補習学校 |
| | 6. おわりに |

1. はじめに——課題と限定——

本稿では、戦前期の日本で、義務教育修了後農村に居住し農業に就業した子弟に対して行なわれていた農業教育の意義を、米単作地帯である秋田県西目村の事例によりながら、実証的に検討することを、その主要な課題とする。

周知のように、戦前の稲作を中心とする日本の農業発展は、試験場で開発された肥料反応的品種と肥料の投下量の増加によるところが大きい。いわゆる種子肥料技術である。しかも試験場における技術開発とならんで重要なのが、それらを農家へ伝達する普及事業である。戦前期の農業技術普及は、系統農会の主要な事業であった⁽¹⁾。系統農会は、普及事業を推進するに当たり、末端の町村農会の下部組織として、集落毎に農家小組合を組織したのである⁽²⁾。それまで農村内部で篤農家や老農達によって、農談会等を通して新技術に関する知識が交換され、農家に伝達・受容されていた新技術が、試験場—系統農会という農村の外部からの供給システムに転化する。技術供給源が「外部化」したので

ある。

だがそうした系統農会の普及事業を通じて農村の「外部」から供給される技術は、いずれもいわゆる「近代農学」を応用して開発された技術である。したがってそれを自己の経営に取り入れ新技術の能力を最大限に発揮させるためには、受容する農家や農民は、技術の特性や背景にある農学の知識を理解することが必要となる。技術供給源が農村の内部にあった時代には、その受容能力は、基本的には父子相伝で、あるいは農作業を通じて経験的に、後に述べる集落の教育機会を通じて、いずれも農村の「内部」で養成されていたであろう。しかし技術が外部から与えられるようになると、それに応じてその受容能力も外部から与えられる必要がある。

具体的に述べよう。たとえば肥料の場合、大まかに言って、明治年間には、一部金肥の施用はあったものの、主要な肥料は自給肥料特に堆肥であった。試験場で開発された品種が普及を始める大正期以降、始めは大豆粕など有機質肥料が、後には硫酸等無機質肥料が主体となる。それは試験場品種が肥料特に窒素に対する反応度が高くなるためである。さらに秋田県では大正期に県内全域にわたって土性調査を行ない、それにより各地の土壌・地力に応じた合理的・経済的施肥法を作成し、農家を指導した⁽³⁾。こうした指導を理解するためには、窒素・リン酸・加里の肥料三要素や土壌の理化学的知識が必要となるであろう。これら知識は農家にとって新しいものであり、農村の外部から供給される必要がある。

技術に関する知識のみではない。経済環境の変化に適応するための知識も同様である。第一次大戦前後日本の農業をとりまく経済環境は大きく変化する。本稿の分析対象である西目村でも、その主作物である米の市場が、北海道から東京へと大きく転換し、しかも激化する産地間競争に巻き込まれていく。商業的農業がこうした形で農家により一層浸透したのである⁽⁴⁾。それに応じて農家経営の商品経済化もすすみ、経済環境の変動が農家に直接波及するようになる。したがってそれへ対応するためには農業に関する経済的知識が必要となろう。

もちろん技術に関する知識は、農会の普及事業を通じて、具体的には各種の

講演会や講習会等を通じて農家に直接伝達されるであろうし、経済に関する知識も、たとえば産業組合の共販運動を経験する中で蓄積されるであろう。さらには本稿では詳しく触れることはなかったが、西目村では村当局が集落毎に講演会を開催し、これらの知識の普及に当たっている⁽⁵⁾。しかしこれらはいずれも農家の経営主にたいするものである。経営主と同様に、否むしろ新技術の受容者としてはより重要でありしかも経営の担い手でもあった子弟に対して、いかなる教育機会があったであろうか。

本稿ではこうした視点から第一に、義務教育修了後農村に居住し就農した農家の子弟に対する教育の場であった農業補習学校での農業教育を、その前身であった夜学会及び高等小学校で行なわれていた農業教育とあわせて、その意義を検討することに目的がある⁽⁶⁾。検討する時期は、補習教育が開始される明治後期から、農業補習学校がほぼ定着する1920年代までとする。1930年以降は、農業恐慌の影響や戦時体制への転換のなかで、農村における補習教育の制度が変化し、新たな要素が持ち込まれるからである。また実業補習学校に関し、1920年代には徴兵の準備のための教育も強化されるが、その点については本稿では触れることはしない。

ところで実業補習学校は、後に述べるように、義務教育修了後就業した青年を対象とし、夜間や休日開校するパートタイムスクールである。教科は普通教育とともに商業、工業、水産業など実業科目を教授していたが、8割方は農業を教える農業補習学校であった。農業補習学校に関しては、教育学特に教育社会学の分野で研究蓄積が厚い。それが農村集落の「若衆組」や「青年団」の事業をベースに展開したからであろう。これらは青年層に対する「修養機関」として教育機能を濃厚に保持していたからである。しかし直接の研究対象はいずれもこれら「若衆組」や「青年団」であり、実業補習学校が研究対象ではないと同時に、視点が社会教育の一分野として教育行政や社会教育思想の問題関心から取り扱われている⁽⁷⁾。その代表的な研究者の一人である佐藤〔10〕は、日露戦後内務省と文部省により全国的に組織された「官製青年団」を基礎集団として農業補習学校が成立したこと、市町村レベルの青年団は集落レベルの青年

団支部の連合体であるが、前者の事業は低度実業教育が中心であり、後者は集落の伝統的な行事の担い手として、崩壊しつつある村落共同体の残存に仕える」と指摘している⁽⁸⁾。そして「官製青年団」の「村落レベルにおける青年団支部は、若者組の担ってきた諸任務を引きつぎ村落の支配体制の枠組みのなかにはめ込まれると同時に、行政村・小学校を通じる夜学会、補習教育、陸上競技、壮丁教育などによって全体社会の天皇制イデオロギーにさらされていくというように、いわばヤヌス的性格をになうもの⁽⁹⁾」と評価している。この評価は文字どおり教育思想からのものであると同時に、「官製青年団」の諸事業が天皇制イデオロギーと集落の支配体制をつなぐものと位置づけている。この点に関しては後に触れることにして、ともかく農業補習学校の「基礎集団」としての集落レベルの青年団を位置づける視点は重要である。ここから一つの問題が派生する。すなわち農業補習学校が国一県一行政村という行政によって形成されるのであるが、その基盤として集落がいかに関与したのか、農業補習学校をめぐって行政と集落にどのような関係があったのかという問題である。本稿では、この問題に関し、実業補習学校の財政的基盤とその運営方法を、教育施設や教員の配置を中心に検討したい。本稿の第二の課題である⁽¹⁰⁾。

さて大石・西田〔3〕は、長野県五加村を対象にして、明治以降の行政村の諸事業とその意味を実証的に分析しているが、その一つとして実業補習学校を取り上げている。その内容は、1902年に開校した五加実業補習学校の前身が小学校裁縫専修科と青年会であったこと、県や郡の指導による制度の改正とその問題点等の指摘である。しかし実業補習学校の運営や教育内容についての分析が浅く、村の社会経済的な展開や行政にとっての意義は触れられていないし、実業補習学校の前身が青年会であったことは指摘していても、青年会を生み出した農村社会との関係について触れるところが少ない。しかし行政村の事業の一つとして実業補習学校を取り上げたという視点は、貴重である。

本稿の分析対象である西目村では、日露戦後特に1910年代後半以降、その事業は活発化する。部落有林の統一と村有林への植林、衛生状態の改善、道路整備、鉄道の駅の誘致、通信施設の整備、そして教育事業に積極的に取り組む。

こうしたインフラストラクチャの整備は、増大する行政ニーズへの対応であり国の政策の実施であるが、同時にこれらの事業へ住民を組織的に動員することが必要となる⁽¹¹⁾。そのためには行政村とはなんであるのかを教える、いわゆる公民教育が重要であろう。1920年代の農業補習学校では、公民教育が重要視される。公民教育の意義については、上に引用した佐藤〔10〕に触れられているように、「天皇制イデオロギーにさら」すためという評価が、通説になっている。確かにそういう面が強いであろう。しかしそれと同時に公民教育は村の行政システムの教育をその主要な目的の一つにしているのであり、したがって農業補習学校の公民教育が西目村の行政の推進にとって持つ意義を確認することが、本稿の第三の課題である。

以上の課題に対して、本稿では以下のように取り組んで行く。まず実業補習学校に関する国の政策を、主としてその制度的な面から明らかにし、あわせて農村県である秋田県の実業補習学校奨励策を、国の政策に対比した特徴を中心に、検討する。その際西目村が属している由利郡の指導内容にも触れたい。こうした行政上の上部機構の政策を検討した上で、西目村での補習教育システムの形成過程とその背景、そして財政的な負担に関し検討する。最後に農業教育と公民教育の内容を検討し、その意義を明らかにしたい。

注(1) 詳しくは崎浦〔8〕を参照。

(2) 系統農会の普及事業については、玉〔13〕及び大鎌〔5〕を参照。なお後者は、本稿の分析対象である西目村の農会事業を検討している。

(3) この時期秋田県の試験場で開発された技術の性格とその普及方法に関しては、大鎌〔5〕を参照。

(4) 西目村の米市場の変化に関しては、大鎌〔4〕を参照。

(5) 「年番会議録」(西目町役場所蔵、各年)には、各年の部落講演会の題目が記載されている。

(6) 戦前期の農業教育に関して一般にイメージされるのは、実業学校令に基づく甲種・乙種の農業学校であろう。それは尋常小学校卒業後の3～5年間に修業期間とし、中等教育に属している。1920年代には全国に普及し、内容も充実する。しかし各県に平均数校設置された程度に過ぎず、入学者も中小地主や上層農家の子弟に限られていたと思われる。また卒業後の進路も農業の自営の他、中下級農

業技術者や農村における中堅技術者であつたろうと思われ、一般農家の後継者のための教育機関であると言うことはできないであろう。なお農業学校が日本の農業発展に果たした役割の実証的検討は、重要な研究課題であるにもかかわらず、必ずしも充分に行なわれてこなかった。わずかに安城農林学校を例にした山下〔20〕が目立つ程度であるが、農業発展との関係という視点は希薄である。また武田〔12〕によると、山形県立置賜農業学校卒業生が同窓生の関係を利用しつつ、産業組合の設立と運営に中心的な役割を果たしたことが明らかにされている。こうした観点から農業学校の実証研究が深められる必要があろう。

さらに学校教育以外にも、たとえば農会でも農家の子弟に対する教育事業を行っているが、農会が経営する学校及び講習所は、1930年代前半のは全国で34にとどまっており、一校当たりの生徒数もせいぜい数十人に過ぎない。したがってその影響力は限られている。詳しくは帝国農会〔14〕を参照。

- (7) 平山〔16, 上巻7ページ〕。なお教育社会学の分野での研究については同書の各章特に序章でレビューされている。参照されたい。

- (8) 佐藤〔9, 9～10ページ〕。

- (9) 佐藤〔9, 9～10ページ〕。

- (10) 開発途上国の社会経済的な開発に、先進国の経験をいかに役立たせるのかという研究は、近年農業技術の分野を中心に積極的に行なわれていることは周知のことである。しかもその研究分野は近年拡大され、実業教育に関してもそうした問題意識で行なわれている。佐藤〔11〕もそうした観点から実業補習学校を取り上げている。しかしそこで述べられていることは、実業補習学校の制度や普及状況の歴史的展開過程であって、いわば通史に近い。しかし社会経済開発にとって求められていることは、こうした実業補習学校の制度や政策とともに、具体的な運営方法、教育内容、教員の性格などとともに、それを実施する社会的基盤である。本稿の行政と集落の関係という問題は、こうした視点からみて重要と思われる。しかもそれは現実の実業補習学校の運営の検討によって明らかになることであろう。本稿ではその点を意識しつつ可能な限り実証的に分析をすすめたい。

- (11) こうした西目村の事業展開と住民の組織化に関しては、いずれ別稿において説明したいと考えている。

2. 農業教育システムの形成とその変化

本稿では、農業教育の範囲をやや広くとらえ、小学校における理科教育までの範囲とする。この範囲での農業技術教育機関は、本稿で主として取り上げる農業補習学校以外に、初等教育の尋常・高等両小学校、中等教育の農業学校と

実業補習学校、高等教育の高等農業学校と大学がある。これらの詳細は国立教育研究所〔6〕を始め、戦前期から各種の通史が刊行されているので参照されたい。なお本稿の農業補習学校の制度・政策に関する記述はこれらを必要な限りでとりまとめるにすぎない。

(1) 小学校教育

1886年の小学校令により義務教育制度がスタートするが、尋常小学校の就学年限は4年間で、理科教育は含まれず、その上の4年制の高等小学校で初めて理科が教えられていた。1907年になって義務教育が2年延長されると同時に、尋常小学校では、日本歴史、地理とならんで、理科教育が開始される。その内容は「植物、動物、鉱物及自然の現象に就き主として児童の目撃し得る事項を授け特に重要な植物、動物、鉱物の名称、形状、効用及發育の大要を知らしめ又通常の物理化学上の現象及人身生理の初歩を授くべし」となっており、『博物学教育』に傾いていた」のである。これにともない1910年以降、高等小学校も就学年限が2～3年に短縮すると同時に、文部省は「将来の生活に緊切なる素養を与ふる」目的で随意科目として農業と商業の設置を奨励し、農業科の設置校では実習地を設けることを指示した。さらに翌1911年手工・農業・商業のいずれか一科目を必修とし、男子の場合教授時間数も毎週2時間から6時間へと3倍に増加した。こうして『『実用』性を強くもった『初等教育』の完成としての高等小学校」が中等諸学校と区別されて確立した⁽¹⁾。この初等教育は、基本的に市町村の財政によって運営される典型的な国政委任事務の一つであった。周知のように戦前の市町村の財政は脆弱であった。したがって初等教育における農業技術教育の充実は、就学率の向上と相まって市町村の財政上大きな問題となり、ひいては義務教育費の国庫負担をめぐる政治問題にまで発展することになるのである⁽²⁾。

ともあれこうした経過をとって1910年代には、初等教育において、義務教育である尋常小学校での自然現象一般に対する関心の喚起と初歩的な理解能力の養成が行なわれ、高等小学校で実習を含めて「実用性」をもった農業教育が

実施される体制がスタートしたのである。

(2) 実業補習学校

実業補習学校は、主として小学校卒業後就業した者にたいして一般普通教育の補習とあわせて、農・商・工などの「実業」に関する教育を行なうことを目的に、夜間や休業日に開校するパートタイムスクールである。それは文部省が定めた「実業補習学校規程」（以下「規程」と略称）に基づいて設置された「公教育」に含まれるが、上述のような教育形態をとっていたことから、社会教育に分類されることもある⁽³⁾。実業補習学校の制度や教育内容は、小学校就学率の動向や経済状況の発展程度に応じて大きく変化する。以下その流れを概観しよう⁽⁴⁾。

ドイツの実業補習教育の調査を参考に作られた1893年の「規程」では、「実業補習学校は諸般の実業に従事し又は従事せんとする児童に小学校教育の補習と同時に簡易なる方法を以て其職業に要する知識技能を授くる所」に、目的があった。しかも小学校令に「徒弟学校及実業補習学校も亦小学校の種類とす」と規定され、初等教育に分類されていた。就業年限は3年以内、教科目は修身、読書、習字、算術及び実業で、日曜・夜間または季節を限っての授業も認められた⁽⁵⁾。発足当時の実業補習学校のこうした性格は、「当時の小学校の就学率が50%を低迷して」おり、「小学校教育量的拡大をはかることが肝要であった」「状況のなかで、特に実業補習学校においては本来小学校で実施すべきものと考えていた広義の実業教育を、小学校教育の延長線上で充実させようと努めたものであった⁽⁶⁾」からであった。実業補習学校の制度化と普及を促進するために、1894年実業教育費国庫補助法が制定された。しかし1901年の学校数は、その過半が農業補習学校であったとはいえ全国でわずか222校で⁽⁷⁾、「其の多くは高等小学校に実業科を加えたるが如き施設のものであって当初文部省が期待したやうに簡易なる経営の実業補習学校は、割合に少なかった⁽⁸⁾」。

1910年代にこうした低迷を脱することができたのは、以下の二つの要因が作用していた。第一は制度の改正である。1899年に定められた実業学校令で

は、実業補習学校も実業学校の一つとして中等教育機関の一つに位置づけられ、それにともない 1902 年「規程」が改正された。この改正と同時に出了れた文部省の訓令によると、実業補習学校について改めて「各種の実業に従事し又は従事せんとする者に簡易なる方法に依り其の職業に要する知識技能を授けると同時に普通教育の補習を為すを以て目的」としたのであった。具体的には就業期間・教授時数・教授時間・教科目の選定・入学資格等に関し、以前の規程に比して「土地の状況に依り適宜之を定」めることができるようになった⁽⁹⁾。教科目は「修身、国語、算術及び実業に関する科目」と定められているが、たとえば農業関係の科目として、物理、化学、博物、土壤、肥料、作物、耕耘、農具、病虫害、園芸、養蚕、家畜、造林、丈量がしめされ、このなかから自由に選択することが出来るようになったのである⁽¹⁰⁾。中等教育における実業教育体系のなかで最下級の教育機関に位置づけられたのである。こうして実業補習学校は、実業学校としての性格を強めつつ、地域の状況に応じた融通性のあるものになった。

さらに第二にこの時期実業補習学校は、新たな観点から強力に普及がはかられた。内務・文部両省による青年団育成の一環として、実業補習学校が重視されたのである。すなわち日露戦後の 1905 年、両省から訓令が出され、地方改良運動のなかで、従来の農村集落にあった「年齢階層集団」の一つである若者組等の組織を、「新しい地方自治組織に適應するために再編成」する政策がとられた。内務省は地方改良運動の推進のため、文部省は「通俗教育」の普及のため青年団の設立を奨励した。いわゆる「官製青年団」の設立である。それらの政策の集大成である 1915 年の両省の訓令では、青年団は義務教育修了者による 20 歳までの青年による修養団体とされ、実業補習学校は「青年団の教化活動を行なうときの機関」とし、その「就学出席を奨励」した。「実業学校としての実業補習学校は、青年団の教化活動機関として新たな役割を帯びる」ことになったのである⁽¹¹⁾。実業補習学校はこの政策により普及が加速された。

後にみるようにこの時期実業補習学校は、「官製青年団」の普及政策にも助けられつつ、農業補習学校として農村部に急速に普及したのである。

第1表 男子農業補習学校学科課程

(単位：時間)

学科目	教 程	年間時間数
＜前期2年間＞		
修身	道德の要旨	26
国語	普通文の講読、作文・習字	104
数学	算術（筆算・珠算）	78
理科・農学	理科大要・農業大要	52
計		260
＜後期2～3年間＞		
修身	公民心得	36
国語	普通文の講読・作文	48
数学	実用数学	36
農業	地方農業上適切な事項	120
計		240

出所：国立教育研究所〔6, 第5巻279～280ページ〕。

注. 授業は前期26週後期24週行ない、毎週の授業時間は10時間である。

こうした急速な普及をうけて、1920年代以降内容の充実と性格の改編が図られていく。

まず1920年の実業学校令の改正をうけて、同年「規程」が再改正され、従来の普通教育の補習と職業教育に加えて、「国民生活に須要なる教育」すなわち公民教育が重視されるようになる。さらに従来弾力的であった就業年限を、2年間の前期と2～3年間の後期に区分して標準化され、教授時数の標準を示して、制度的な統一整備をはかるとともに、女子のための学科規定も作成された。第1表は、同規定による農業補習学校の学科課程を示したものである。これによると、前期では国語・数学が時間数で70%を占めているのにたいして、修身が10%、そして実業科目である農業は理科と併せて教授され、その割合は20%にすぎない。高等小学校では前期の生徒と同年齢の児童が上記のような教育をうけており、高等小学校に就学できず農業補習学校に通っていた生徒に対しても、それと同様の教育が求められたのであろう。前期は依然とし

て小学校の「補習」という性格が強かったのである。これに対して後期は、国語と数学のウェイトが35%と大きく低下し、修身は15%とやや割合を高めるが、合計普通教科は50%にとどまる。これに対して農業は単独で50%と半数を占め、これに含まれない実習を合わせて考えると、後期に至って始めて農業教育が本格的に実施されたといえよう。

さらに1924年文部省は実業補習学校公民科教授要領を公布し、後期の公民の内容の統一をはかった。それによると、「有機体的社会観」や「家族国家観」に基づいて、家一郷土一市町村一府県一国家一世界とその範囲を拡大しつつ、政治・行政・経済システムの知識を教授されることになった。そこには産業組合、農業金融、農会という農業団体や経済知識も含まれていた。具体的には、まず後期第一学年で、我が家、親子、親族、戸籍、相続、職業、生産、保健と衛生、警察、神社、宗教など、家族制度や集落及び行政村の身近な事業に関する諸制度が教えられる。第二学年では、その範囲を町村に広げ、町村の自治、公民、選挙、町村会、役場、財政という行政システムのほか、産業組合、金融、農会等農家をとりまく経済システムを教えている。第三学年では、さらに国に範囲を広げ、天皇、臣民、立憲政治、帝国議会等の国の政治制度とともに、国防、国交、交通、我が国の産業など対外関係と経済事情が範囲となっている。公民教育を通じて、国家主義的イデオロギーの普及を図ると同時に、国家全体の認識をふまえた町村行政や農業経済システムの初歩的知識を教授し、町村「自治」と経済の末端における担い手を育成する目的があったことがうかがえる⁽¹²⁾。

実業補習学校の内容の充実とともに、政府は専任の教員養成にとりかかった。それまで実業補習学校は大抵が小学校に併設されていたこともあって、専任の教員が設置されることは稀で、1920年の1校当たりの専任教員数はわずか0.3人に過ぎなかった。そこで1920年より実業補習教育費の国庫補助を実施し、専任教員の設置を促進すると同時に、同年実業補習学校教員養成令を公布し、府県に対し教員養成にあたらせたと⁽¹³⁾。

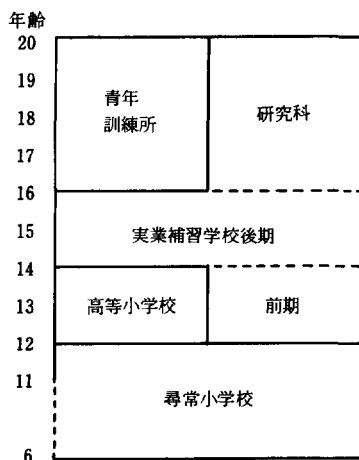
実業補習学校は、上述のように農業補習学校を中心にこの時期ほぼ全国に普及したのであるが、その内容も前期・後期の課程のみならず、その上に数年間

の高等科や研究科の課程をおき、20歳まで就学するコースを設置することが多くなった。1926年にはこれらを設置するものが50%あったが、30年にはさらに増加し70%に達した⁽¹⁴⁾。

こうして20年代前半の諸制度の改正により、それまでの柔軟な制度の下で急速に普及した実業補習学校は、制度的にも教育内容も標準化・画一化されつつ農村における農家の子弟の教育機関として定着したのである。

さらにこの時期実業補習学校と並行して、同年齢の就業者に対するパートタイムスクールの制度が新たにスタートした。1926年の青年訓練所令と同規定による青年訓練所である。これは、中等学校以上の学校での軍事教練制度の発足と在営期間の一年短縮の実施にあわせて、同様の趣旨を一般青年にも行なおうとするものであった。具体的には、16歳以上の男子を4年間入所させ、修身及び公民、教練、普通学科、職業科を行なうものであった。教科の時間数は、4年間で教練が400時間で50%を占め、残りは修身及び公民100時間、普通教科200時間、職業科100時間の割合であった。青年訓練所は実業補習学校と制度的には別のシステムであったが、しかし両者は同様の教授形態であり、就学者も実業補習学校の高等科・研究科と同一であったこともあって、制度のスタートと同時に、一挙に全国に設置された。といっても青年訓練所は実業補習学校と校舎を共有し、教練は在郷軍人が担当したものの、教科の教員も兼任であった。青年訓練所は実質的には実業補習学校高等科・研究科の拡充であったのである。こうして1920年代半ばには、第1図に示されるように、ともかくも実業補習学校と青年訓練所をあわせて、尋常小学校卒業後20歳まですなわち徴兵検査の年齢までカバーする学校のシステムが完成し、農村では農業技術教育が行なわれたのである⁽¹⁵⁾。

最後に実業補習学校の普及状況を確認しよう。学校数でみると1902年に630校であったが、1909年には5,000校を超え、1917年には10,000校に達した。生徒数も1905年には12万人であったのが、15年には50万人弱、1920年代はじめには100万人と急増し、30年には130万人に達した。このうち男子生徒は20年以降増加が停滞し、20年代の増加は女子生徒の増加による。また



第1図 農村内部での農業教育機関
(1926年以降)

1930年の男子の就学率は79%、女子は48%と推計されている。1920年代末には、初等教育修了後の男子のほぼ4分の3と女子の半数が実業補習学校に就学したと考えられるのである。また実業補習学校のうち農業補習学校は全体の80%前後を占め、二学科以上を併設しているもので農業科を置くものを加えると、90%が農業補習学校であった。さらに小学校数に対する実業補習学校の比率は1930年には73%に達するが、農村部でこの比率が高く、東京や大阪など都市部では総体的に低い。ちなみに秋田県では84%である。こうして実業補習学校は、農業補習学校で代表されるといっても過言ではなかったのである⁽¹⁶⁾。

注(1) 以上国立教育研究所〔6, 第4巻第四・五編〕による。また以下の資料の引用に際しては、便宜上「カタカナ」をすべて「ひらがな」に変えた。

(2) 詳しくは宮崎〔17〕を参照。

(3) 文部省〔19〕では、実業補習学校の概要を、「戦前の社会教育における産業教育」の章で説明している。

- (4) 佐藤 [11] は、実業補習学校の展開過程を、①前期（1983-1902年）、②中期（1902-20年）、③後期（1920-35年）の3期に区分している。本稿でも基本的にはそれに拠っている。
- (5) 国立教育研究所 [6, 第4巻 275～276 ページ]、文部省 [19, 200～201 ページ]。
- (6) 佐藤 [11, 83 ページ]。
- (7) 国立教育研究所 [6, 第4巻 1161 ページ]。
- (8) 国立教育研究所 [6, 第4巻 1165～1166 ページ]。原文は千葉敬止『日本実業補習教育史』。
- (9) 国立教育研究所 [6, 第4巻 1159～1160 ページ]。
- (10) 佐藤 [11, 55 ページ]。
- (11) 佐藤 [11, 62～65 ページ]。
- (12) 国立教育研究所 [6, 第5巻 278～290 ページ]。
- (13) 国立教育研究所 [6, 第5巻 813～815 ページ]。
- (14) 国立教育研究所 [6, 第5巻 276 ページ]。
- (15) 実業補習学校と青年訓練所の制度と教育内容が重複していることから、両者の関係が問題となり、1935年両者は青年学校に統合され、さらに1939年からパートタイムスクールという変則的な形ながら、義務化されるにいたった。
- (16) 以上、国立教育研究所 [6, 第4巻, 第5巻]

3. 秋田県の農業補習教育の奨励政策とその特徴

文部省の実業補習教育政策は、各府県を通して実施主体である市町村に伝達され実施される。その際府県では、その県特有の事情を考慮しつつ市町村を指導奨励する。場合によっては県は独自に補助を交付する場合もあるし、県単独の奨励措置を実施する場合もある。したがって市町村が農業技術教育を実施する場合には、直接には県の奨励策がその具体的姿の輪郭を形成することになる。そこで秋田県における高等小学校と農業補習学校の奨励政策を検討しよう。

(1) 高等小学校の農業教育普及政策

文部省による初等教育における農業教育に関する政策は、1910年高等小学校での農業を随意科目として設置奨励したことから本格化し、翌11年には必修となり、同時に実習地の設置が指示されていた。しかし秋田県ではこれ以前

から高等小学校での実業教育の実施方法をめぐって、県教育会を中心に議論を重ねていた。そして日露戦後には一部の高等小学校で教科に農業を取り入れた例が見られた。しかし1908年には、「高等小学校に農業其他の実業科を課すへきは法令の明示する所なりと雖未だ一般に普及せず之を課したるものと雖其の成績佳良なるもの尠きは遺憾」という実態であったが、県では実業科目のうち特に農業教育を重視して、市町村の指導を熱心に行なった⁽¹⁾。その実態を由利郡を例にとりて検討しよう。

由利郡では町村長会議、もしくは町村長・小学校長会議で詳細な指示を行っている。それによると⁽²⁾、1907年には「実業思想の養成は（日露……大鎌）戦後教育上一層の急を認め実業科の加設日一日に多からんとすされど農業科は学年に制限あり一般の学校に悉く加へしむる能はず学校園は経費を要すること比較的少く教育上の価値頗る多く殊に自然に親しみ実業的趣味を養成するに最も有効なるを認む」と、日露戦後という特有の事情を意識しつつ、実業思想の養成のために、小学校において学校園を設置し自然に親しみ「実業的趣味」を養成する事を指示している。さらに1909年には「教育は産業の淵源なるに拘はず此の方面の教授訓練に至りては本県教育上最も欠如せるを認む……（中略）……『産業教育一致』の主義を貫徹せんことを期せらるべし」と、改めて産業（農業）振興にとって教育の重要性を強調し、「産業教育一致」主義の貫徹を主張している。国の本格的な政策が開始される以前から高等小学校における農業教育を奨励していることは注目すべきことである。しかしその内容は「産業教育一致」主義の強調と、「学校園」という実習地の意義を述べるにとどまり、具体的な奨励策はみられなかった。

しかし1911年国の実業教育の強化政策以降、県の指示は具体的なものになる。すなわち1912年には「小学校農業科に関する件」として「而して本郡小学校の実業科は殆んど農業科なるに係わらず之か実習地を設備するもの甚た少きは実に遺憾なりとす各位は其町村小学校の児童数に省みて少きは増し従来設置せざる向きは速かに之を設置し学校をして改正令の精神を徹底せしむることを期せらるべし」と指示している。改正された制度に沿って農業科は既に実施

されていることがうかがえるが、その内容には不満をもっており、特に「実習地」の不足と未設置の解消を指示している。実習地を重視する県の政策はその後も継続し、1917年には「農業実習地に関する件」で、「本郡高等小学校二十九校中農業科を加設するもの二十七校にして其の実習地は二町七反三畝十五歩一校平均一反歩余に当れり」として詳細な資料を示し、「更に比較検討し重ねて目的の貫徹に努めらるへし」と指示している。このように秋田県の高等小学校における農業教育に関する指示は、実習地を中心とした教育を行なうようというものであった。

では実習地はどのように運営されていたであろうか。上述の1917年の由利郡の資料によると、高等小学校に正課として農業実習地が設置されているのは27校で、合計2町7反の内、畑が2町歩でそのほとんどを占め、しかも全校に設置されている。畑に作付られているものは、最少2種最多で20種に及び、穀物は小麦や大豆などがわずかにあるだけで、ほとんどが大根、ごぼう、南瓜、豌豆、胡瓜、茄子、蕪等の伝統的な野菜で、この他にキャベツ、セロリ等の新しい野菜、林檎、柿、桜桃等の果実、除虫菊等の工芸作物、はては杉苗にまでおよんでいる。一方由利郡は、県内で最も良質の米産地であるが、実習地に田を設置しているところはわずか2校で2反歩に過ぎない。田は畑と違い灌漑を必要とし、学校の敷地内に適地を得ることが困難であるという技術的な事情もありと思われる。実習地には担任教師がおかれているが、校長が担任しているのが5校もあり、他も一般の教師であり、農業を専門とする教師はいない。農業の専科教師がおかれるようになるのは、次項で述べる農業補習学校のための教員養成と設置奨励が始まる、1920年代以降のことである。実習地に田が少ないのも、専任教師の不在に一つの理由があるのであろう。

こうして秋田県の高等小学校における農業教育奨励政策は、日露戦後開始され、制度が強化される1910年以降強化されるが、その内容は実習地の設置が中心でありそれに対して特に助成措置も見あらず、専任教師もおかれなかった。また実習地も由利郡の実態から判断する限り、米作地帯でありながら畑がほとんどで、野菜を中心とした多様な作物の栽培により、理科教育を兼ねた自

然と農業に親しむということを目的としたものとどまっていた。農村に居住する農家の子弟に対する農業教育は、高等小学校ではこの程度にとどまっていたのである。

(2) 農業補習学校の奨励策

秋田県の場合農業補習学校の普及政策は、国の政策を基本としながらも、その実態に即してやや特徴のある方法をとっている。以下具体的に検討しよう。

秋田県では、1893年の国の「規程」以降、水産、商業の補習学校が設立されていたが、県による実業補習学校の普及奨励政策は、1902年から開始されるが、その奨励策は1910年代末を境に大きく2期に分割される。

前半の時期における秋田県の農業補習学校奨励政策の特徴は、国が青年団の事業として補習教育の奨励を行なったことと関連している。秋田県では「官製青年団」が設立される以前から、集落のなかで自生的な性格をもつ青年夜学会の伝統があり、その開催を「官製青年団」の事業として奨励したのである。夜学会は全国的にも見られたもので、集落の集会場や寺・神社で農閑期の夜間集落内の青年を集め、教師、僧侶等がいわゆる「読み・書き・算盤」等を教え、学校教育の補完と青年の啓発を目的にしていた、インフォーマルな「学校」であった。秋田県では、日清戦後すなわち1890年代なかばより急速に夜学会が増加する。その組織的な母体になっていたのが、集落毎にあった「若衆組」等の「年齢階層集団」であった。1905年国の「官製青年団」設立政策をうけて県では、1907年県知事の通牒を發し青年団の設立を奨励したが、その事業に夜学会を位置づけたのである⁽³⁾。集落の伝統的な事業を、「官製青年団」の事業に取り込んだのである。

では実業補習学校と夜学会は、県の農業教育奨励政策のなかでのなかでそれぞれどのように位置づけられていたのだろうか。由利郡では、次のような指導が行なわれていた。すなわち1908年の町村長会議の指示事項で、「補習機関の設備なきため尋常科卒業の年少児童をして全く学問を廃するの余儀なきに至らしめ……(中略)……宜しく地方の状況を考え実業補習学校又は夜学会等の

施設を計画し教育の実効を挙ぐるを期すべし」と指示している。翌09年にも「実業補習学校の成績甚だ宜しからず其設立及改善等に就きては特に留意せらるべし又青年会若くは青年夜学会は出来得る限り益其設立を促し……」と指示している。由利郡ではまず義務教育終了後の児童に対する補習教育の機会を創設することが先決であり、実業補習学校も夜学会も、補習教育の機関としては同列におかれていたのである。両者を同列視する政策は、1910年代に至っても継続されていた。すなわち1915年には「補習学校及夜学会の実況を調査するに出席の状況修養の方法等に於て尚改善を要すべきもの少なからざる……」とある。しかも青年団設置に関する内務・文部両省の訓令が出された1916年には、県でも「青年団施設要項」を訓令し、改めて青年団は青年の修養機関であることを明確化し、補習教育をその第一の事業として位置づけたのである⁽⁴⁾。由利郡の青年団に関する指示事項にも、「青年修養機関の設置改善に関しては……(中略)……目下郡内に於ける之ら機関は一町村一団又は数会に分立せるものを合すれば左記の如くにして其の数少なしとせず」として青年団数、夜学会数、補習学校数とそれぞれの参加人数を掲げている。こうして、青年団の事業として実業補習学校を重視する国の政策とは相連して、実業補習学校と夜学会を同列に扱い、とにかく補習教育の機会の設立を青年団の重要な事業として奨励することが、1910年代の秋田県における補習教育普及の重要なポイントであった。後にみるように、こうした青年団に関する奨励政策の結果、青年夜学会は普及するが、そこで実施された教育内容は、修身・国語・数学・農業・体育というものが多く、農業補習学校とほぼ同様であった。しかも青年団の修養事業は夜学会だけではない。実習地を持ち実際に耕作を行なうほか、農業経営や技術に関する学習、農産物の品評会、講演会、先進地への農業視察など幅広く行なわれていた。しかもこれらの事業は、町村や農会の援助と指導のもとになされることが多く、それだけ現地の農業に根ざした農業教育が行なわれていたのである⁽⁵⁾。青年団自身が農業に関する実践的な教育機関であったのである。

県は補習教育における青年団と青年夜学会にたいして、以上のような位置づけをしたうえで、農業補習学校とともに奨励策を講じたのである。まず1902

年改正された国の「規程」を分かりやすく解説するための「実業補習教育振興に関する訓令」を発し、翌 03 年その設立手続きに関して「実業補習学校学校規則」を定めた。さらに日露戦後にいたり、県は補習教育の具体的な奨励策と強化策を打ち出していく。第一は補助金である。由利郡では既に 1907 年「本年度に於いては郡費補助の制を設け（実業補習学校の……大鎌）設置を奨励しつつあり」とあるように、郡単独で補助金を支出していたが、県では 1912 年に「実業補習学校補助規則」を定め、生徒数 30 人以上で教員に手当を支給している実業補習学校に、県費から補助金が公布されることになった⁽⁶⁾。第二には、青年団を通じた奨励である。上述のように既に 1907 年以降特に 1916 年の「青年団施設要項」以降、県は青年団の奨励を強化したが、それに関して由利郡でも「大正 5（1916……大鎌）年度よりは郡費にても相当の経費を増額し之が奨励方法を講ぜんとする」と青年団奨励政策を強化する。青年団の事業のなかで、補習教育は最重要なものの一つであったから、補習教育も間接的に普及されることになる。第三に教員の研修と待遇改善である。1905 年から「小学校の実業科及び実業補習学校の教員養成の目的をもって、県立農学校と工業学校に小学校教員実業科養成所を付設し」、30 日間の講習を実施している⁽⁷⁾。また実業補習学校の教師のみならず夜学会の教師も小学校の教師が兼任していたが、しかしこれら兼任教師に対してわずかの手当しか支給されていなかった。1918 年の由利郡の調査によると、農業補習学校の教師中専任はわずか 1 名で、他は全部兼任であったが、手当は年間最高で 15 円、なかには手当を支給されないものもあり、1 人当たり平均して 6.4 円に過ぎなかった。このため「従来其の成績の挙がらざる所以のものは主として教員其の人を得ざると其の待遇の宜しからさるとに原因するか如し」とし、苦しい町村財政にも拘らず手当の増額を指導している。第四に教員住宅の建設である。県では既に 1907 年「小学校教員住宅費補助規定」を定め、市町村に対し補助金の公布を行なっている⁽⁸⁾。教員住宅は単に教員に対する厚生施設の提供という意味だけではない。すなわち由利郡では 1911 年に「小学校教員に住宅を給し部落に散在せしめ能ふべくんば青年会夜学会等の会場にも利用し所謂教員住宅を中心として補

習教育を上進せしめ風紀の改善を図るを得ば一挙両得の措置と云うべく」と指導し、更に1916年にも「小学校教員住宅の設置は教員の待遇上適切な施設なるのみならず青年補習教育就学出席の督励上教員の分住を必要とする上に於いても亦適切なるものあるか為……」と指導している。教員住宅を集落毎に配置し、農家に隣接して教員を分住させ、補習教育の場への通学を容易にすると同時に、日常の生活レベルで接することによって補習教育の普及を図ろうとしたのである。

以上1910年代半ば頃までの秋田県における実業補習学校普及政策は、それを青年団活動の一環である修養事業の一つとして、伝統的に広く普及していた夜学会と同一に扱い、補助金交付、青年団の奨励、教員の養成と待遇改善、教員住宅の集落への配置と教員の分住を通して、補習教育の普及と向上を図ったのである。

県のかかる施策の結果、実業補習学校と夜学会は急速に普及していく。1917年には実業補習学校は170校、夜学会は250であった⁽⁹⁾。由利郡でも1916年には実業補習学校が25校生徒数1,664人、夜学会は115会員数は2,630人であった。由利郡内の町村数は31、したがって実業補習学校は一町村当たり0.8校、夜学会は3.7の割合になる。一校当たりの生徒数は、実業補習学校が66.6人、夜学会が22.9人である。県内の実業補習学校は8割以上が農業補習学校であった。こうして1910年代半ばには、農村に居住する義務教育修了者に対する農業教育の機関がかなり普及したといえよう。

さて1920年国の「規程」の改正と前後して、秋田県でも実業補習学校に関する県の奨励政策の内容が変化し、強化された。普及を始めた農業補習学校に関し、既に1910年代半ばよりその一層の普及と教育内容の強化について、県や郡等のレベルで議論されていた。その内容は、補助の増額、教員確保等のほか、実業科目と公民的訓練の重視、部落単位の学校設置による就学率と出席率の向上などである⁽¹⁰⁾。こうした議論をふまえて、県は1919年実業補習学校施設要項⁽¹¹⁾を新たに定め、制度の強化を図った。それによると第一に、実業補習学校の未設置町村の解消を図り、特に許可を得たもの以外は全員就学するよ

う就学を半ば義務化しようとした。それまでは農業補習学校と夜学会を同列に扱っていたものを、はっきりと農業補習学校を重視する方向に転換した。第二に本科を6年とし、前期3年は普通学科の補習と農業科の基礎を、後期3年は農業科を中心に教授し、さらに研究科を設置し徴兵時期まで公民科と農業科の教授を行なうとした。従来比較的自由に選択できたカリキュラムを画一化したのである。第三に4年間の女子部を設け、裁縫・家事の教育を中心とした。第四に男子部は従来認めていた季節制を変更し通年の開校を原則とした。第五に小学校の教員が農業補習学校の教員を兼ねる場合の教授時間数は毎週6時間以内に制限し、年間24円以上の手当を支給することとした。教員の待遇を改善することによる教育内容の向上がねらいであった。第六に実業科及び裁縫科の担任教師には、当該科目を専攻した者を採用し、教授時間外にも生徒の実習指導を行なわせることとした。このように、新たな要項では補習教育における公の制度農業補習学校を重視し、そのための内容整備と体系化を図ったのである。さらにこの要項に沿った実業補習学校の普及と整備のため、県では翌1920年実業補習教育奨励規則⁽¹²⁾を定め、教員の俸給と学校の経費の5割以内の補助を行なうこととし、あわせて同年の実業補習学校専任教員設置補助規程⁽¹³⁾により、専任教師の俸給の3分の2以内の補助金を交付することとし、専任教師の設置を奨励した。新制度の普及を図るため、農業補習学校に対し財政面からも積極的に奨励したのである。

さらに県は、1920年の「規程」の改正をうけて、1922年改めて実業補習学校施設要領を、文部省の「改正規程の趣旨に則り」改正した。こうして1910年代末までは、実業補習学校と夜学会を同列に扱い、その普及を通して補習教育の発展を期すという独自の政策をとった秋田県は、1920年代には実業補習学校を重視し、その内容も文部省の規程に沿った政策に転換したのである。その方針は、1926年の実業補習学校施設要領の再改正でいっそう明確となった。再改正された要項では修業年限を前後期とも2年に限ることが出来るようにし、学科に関しても文部省の「公民科教授要領」に沿って、公民科の充実を図り、実業補習学校をして公民学校の性格を強調したものになり、あわせて季節

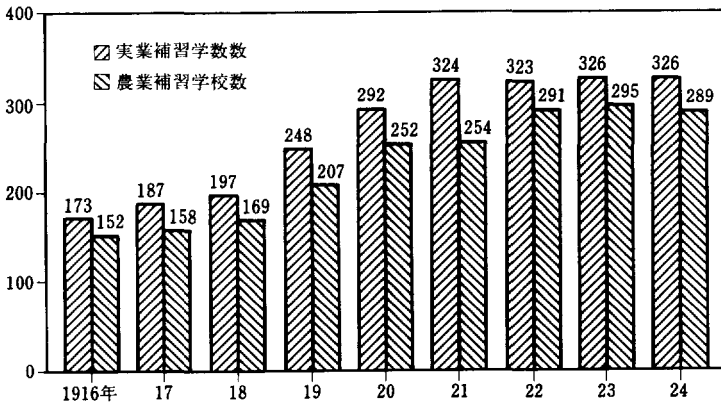
制を廃し通年制の開校が奨励された。秋田県の実業補習学校は、1920年代に入りその制度に関しては文部省の定めたものに近づいたのである⁽¹⁴⁾。

とはいえ、農業補習学校の教員養成に関しては、秋田県は独自の方針をとっていた。すなわち1920年国の実業補習学校教員養成所令と同施行規則に対応して、県でも1924年実業補習学校教員養成所を開設した。入学資格はほぼ中等教育をうけた者、もしくは現職の教員で、郡市長の推薦のあった者であった。入学定員は20名で就学期間は1年であった。秋田県の養成所の特徴はその設置場所であった。県立農事試験場に設置したのである。農事試験場への養成所の設置は全国的に例の少ないことであったが、その理由は農業補習学校教員の養成に目的があったからである。農業補習学校の教員に農業技術を身につけさせるのが目的であった。さらに県では養成所では単に農業補習学校教員の養成だけでなく、町村農会の技術員と米穀検査所の検査員の三職を兼務出来る人材の養成を図ろうとしていたのである。農家の子弟の教育と農家への技術普及、そして農家の生産物の検査を一元的に行なおうとしたのである。現実には三職兼務は無理で、二人で三職の分担するという体制が一般的であった⁽¹⁵⁾。しかしこのことは農業補習学校の農業教育の重要性和その実践的意義をうかがわせるものである。秋田県実業補習学校教員養成所は、1924年以降連年十数名の卒業者をだし、専任教師を供給した。

こうした教員養成と専任教師設置に対する助成策もあって、徐々にではあるが専任教員が増加する。すなわち1924年の県の調査によると、実業補習学校の学校数は326、教員数は1,759名で内専任教員は158名で9%にすぎない。しかし1926年には1,917名中専任は239名で12.5%、1928年には2,127名中専任は274名で12.9%となり、一校に0.9人と専任教師がほぼ全校に設置される状況に近づいた。これら専任教師には、町村農会の技術員が兼任しているものも多く、1924年には158名中90名で57%に達している⁽¹⁶⁾。

さらに教科書についても秋田県教育会が、県の風土や民俗に配慮し独自に編纂したのである⁽¹⁷⁾。

以上秋田県の農業補習学校に対する奨励策の検討を行なった。1910年代と



第2図 秋田県農業補習学校数

出所：秋田県〔1，第6巻〕。

は違い、20年代には夜学会ではなく制度に定められた農業補習学校を優先したのである。しかも公民教育も重視された。また上には触れなかったが、女子に対する実業補習教育もこの時期強化される。さらに財政的な補助も大きく強化された。基本的には文部省の指導をそのまま実施したのである。但し秋田県の専任教師特に農業科の教師は、農会の技術員と兼任するものも多く、その養成機関も試験場であったことが特徴的である。このことは農業補習学校の農業教育のねらいが、当時県や農会がそのネットワークを通して、普及を図った農業技術と強い関連をもったところにあったのである。ここに秋田県の農業補習学校の実践的性格をうかがわせるものである。

以上の結果第2図に示されるように、1919年以降校数は急速に増加した。1920年代に農業補習学校は秋田県の農村に居住する青年層の教育機関として定着したといえよう。

注(1) 以上秋田県教育委員会〔2，第5巻955～956ページ〕。

(2) 以下本節における由利郡の指導内容は、西目町役場所蔵「郡長指示諮問書」(各年)による。

(3) 秋田県教育委員会〔2，第5巻559～560ページ〕，同〔2，第5巻1148～1163

ページ]。

- (4) 秋田県教育委員会 [2, 第6巻234ページ]。
- (5) 秋田県教育委員会 [2, 第6巻240～241ページ]。
- (6) 秋田県教育委員会 [2, 第2巻748ページ]。
- (7) 秋田県教育委員会 [2, 第6巻191ページ]。
- (8) 秋田県教育委員会 [2, 第2巻218ページ]。
- (9) 秋田県教育委員会 [2, 第6巻240ページ]。
- (10) 秋田県教育委員会 [2, 第6巻156～157ページ]。
- (11) 秋田県教育委員会 [2, 第3巻716～718ページ]。
- (12) 秋田県教育委員会 [2, 第3巻718～719ページ]。
- (13) 秋田県教育委員会 [2, 第3巻719～720ページ]。
- (14) 秋田県 [1, 第6巻844～850ページ]。
- (15) 秋田県 [1, 第6巻846～847ページ]。
- (16) 秋田県 [1, 資料大正昭和編648～649ページ, 682ページ], 同 [1, 第6巻847ページ]。
- (17) 秋田県 [1, 第6巻849～850ページ]。

4. 西目村の農業教育システムの整備とその条件

秋田県による農業教育普及奨励策は、その実施主体である市町村にとっては事業の外枠となるものである。内実は、補習教育に関する各市町村の具体的な条件によって形成されることになる。たとえば補習教育の歴史的伝統、財政負担能力、リーダーの事業実施の必要性に関する認識、住民の負担能力、そしてこれらを規定する経済状況と住民の社会関係等の条件、これらが農業教育の具体的な存在形態を規定する。農村内部における農業教育の実施は、このように外部から与えられた外枠と内部条件の相互関連によって、その具体的な姿が決められるのである。

以下そうした観点から、西目村を例としながら、戦前期の農村における農業教育の具体的なあり方と、それを規定する条件を検討しよう。

検討にとりかかる前に西目村の概要に触れておきたい。西目村は秋田県南部の日本海側に位置する、農業と漁業の村である。農業は稲作単作といって良い

第2表 西目村集落構成（1932年）

旧村名	集落名	戸数
出戸村	出戸	108
	上高屋	25
	中高屋	47
沼田村	沼田	47
	潟端	48
西目村	田高	63
	潟保	78
	井岡	50
	中沢	33
海士剝村	海士剝	146
	合計	645

出所：佐々木〔9〕。

ほど、そのウエイトが高い。漁業は北海道等への出稼ぎが中心である。1926年の人口は3,710人、現住戸数は606戸のこじんまりした村である⁽¹⁾。その概要はすでに大鎌〔5〕で紹介してあるので参照されたい。但しその際触れられなかった集落の構成について簡単に言及しておきたい。西目村は、第2表に示したように、1889年に四つの旧村が合併して形成された合併村である。合併に際し旧村は大字になった。しかしこの大字はいわゆる集落ではない。住民が行動するに際し、大字は何の単位組織にもなっていないからである。西目村の集落は、大字よりも小さい単位の10集落からなっている。この集落は、いずれも住民が共同諸事業を行なう際の単位となっているものであり、行政的にも事実上村会議員の選出母体であり、村と集落の連絡機関であり集落の長を召集して開催する年番会議へ代表を出す単位でもある。またそれぞれ財産を持ちその管理を行ない、それを含めた規約を定める機能も持っている。斎藤〔7〕のいう自治村落である。さらに旧出戸村の3集落と旧海士剝村の合計4集落は漁村集落であるのに対して、旧西目村の4集落と旧沼田村の2集落は農村集落である。

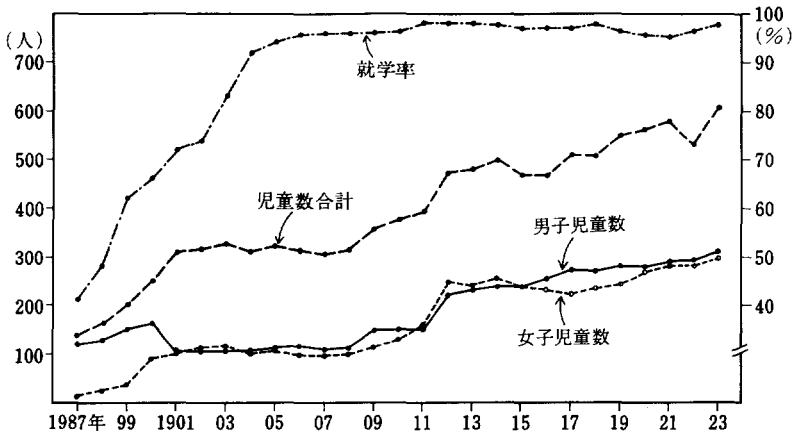
(1) 小 学 校

初等教育における農業教育は、上述のように高等小学校から開始される。西目村で小学校に高等科が設置されるのは、1911年である。それ以前の西目村の教育行政は、義務教育の普及すなわち就学率の向上とその条件整備に追われていた。就学率の向上対策は、各集落の年番と呼ばれる集落長や村会議員の経験者から選出された委員⁽²⁾で構成される、学務委員会の重要な議題であった。就学奨励と出席率向上のために、1911年「奨励規程を設け学校教員役場吏員学務委員一致協力して督励に任し毎月各部落に出席一覧表を調整して配布し出席最優等なる部落及学級には毎月十日を以て優勝旗を授与し又児童部落長には賞品を与へて慰藉する等の方法を講じて奨励せし⁽³⁾」というように、奨励は集落を単位にして進められた。

しかも1909年からの義務教育の2年延長と理科教育の開始にも対応しなかった。困難な村の財政事情のもと、校舎の改築・増築、そして理科教育のための教育器具の整備がすすめられた。

その結果義務教育は急速に普及する。第3図に示されるように、就学率は1900年代後半には90%を超える。普及過程の初期に見られた男女の格差もすぐに解消する。義務教育期間の2年延長も、高等小学校の設置も就学率の低下を引き起こさなかった。西目村の義務教育は1900年代には定着したと言えよう。その後の課題は、児童数の増加と教育内容の充実に伴う、施設整備と教員数の増加等であった。

こうした状況の中で、1911年西目小学校に高等科が設置された。県内ではほぼ平均的な時期である⁽⁴⁾。高等小学校設置について、村会での説明によると、「本村は従来高等科を設置せず為めに向学の志望ありと雖経済の容さざるため廃学するものあり（隣村の……大鎌）平沢本荘等に通学するものあるも……（中略）……無用の金銭を徒費する等間接に受くる弊害頗る大なるものありき⁽⁵⁾」とあるように、向学心ありながら経済的な理由で「廃学」せざるを得なかった住民に義務教育修了後の教育機会を提供することが第一の目的であった。さらに後に30年余にわたって勤めた村長は、当時を回顧して「西目村から入宮致



第3図 西目村小学校児童数および就学率

出所：佐々木〔9〕。

しました兵隊が、(明治……大鎌) 38年にたった一人上等兵になったきりで、41年まで一人も上等兵になったものがなかったのであります。これは西目の人たちは天稟の能力を持っていながら、教育を受ける機会を与えられないためその才能を十分に発揮することが出来ないのだと思ったからであります⁽⁶⁾」と述べている。住民が教育機会をもたないことによって村外で不利を被ることを防止することが、高等科設置の動機の一つであった。しかし「其の創設の急を知ると雖校舎の設備を欠き高等科を併設するの余地なきため再荏(「延び延びになった」の意……大鎌) 今日に至りたり今や校舎の増築完成せるに依り……⁽⁷⁾」とあるように、その必要性は早くから意識されておりながら、校舎の増築費用すなわち村財政問題が高等科の設置を遅らせた最大の理由であった。

高等小学校には、前述のように実業科を設置することができたが、西目高等小学校では、当然にも農業科がおかれた。それが効果的に教育目的を実現するためには、適切な施設と優秀な教員の配置が必要条件であることは云うまでもない。西目小学校では、高等科設置直後の1913年に「高等科には農業科を加設し畑地百五十坪を賃借して実習地に当て大正二(1913……大鎌)年三月金参

百七拾円を投じ農舎を建て之を学校に付属せしめ実習に使い⁽⁸⁾」と、0.5 a の狭いものではあったがまず実習地を設置し、あわせて農舎を建築している。さらに1927年校舎が新築移転すると、水田13 a, 桑園10 a, 果樹園50 a, 蔬菜園97 a等を備えた「学校園」が設置される。施設はまがりなりにも設置され、1920年代後半には非常な充実を見た。しかし当初農業科の専任教師は置かれなかった。後に検討するように、財政的な負担が問題だったのである。専任教師が設置されるのは、農業補習学校が開設され、補助金が交付されるのを待たなければならなかったのである。

(2) 青年夜学会と青年団

前節でも見たように、1910年代までの秋田県の補習教育奨励策は、実業補習学校と青年夜学会とを区別せず教育機会の提供を優先していた。西目村の補習教育も、1912年に創立された青年団事業の一環としての夜学会からスタートした。しかし夜学会自体は、それ以前から5集落で実施されており、30年にもおよぶ伝統をもっていた。したがって青年団事業としての夜学会も集落と密接な関係をもちつつ実施されたのである。そこで本項では集落の夜学会の検討から始めたい。

西目村で最初に夜学会が始まったのは1883年のことである⁽⁹⁾。その後1898年から1902年にかけてあいついで4集落で開校された。開校の契機は、東京へ「遊学」した地主の子弟が遅れた居村の青年を「教化」しようとしたものや、学校の補習を意図したものや、漢文の素読を目的としたものなどそれぞれ多様であった。しかし会場は、寺や篤志家の家など集落内であり、講師も集落内の僧侶や年長者であった。教科は「珠算読書作文習字」、「読方綴方計算」や「漢文読方綴方珠算」などで、なかには「読書作文歴史」とし読書には四書五経唐詩選などの素読を行なうところもあった。費用は灯火用の石油代や講師へのわずかの謝礼程度を生徒から徴収した程度で、中には謝礼を支払わない例や、集落から寄付を受けるものもあった。このように集落毎に行なわれていた夜学会は、組織も講師も費用負担もまた会場も、それぞれ集落内で完結しており、教

授内容もいわゆる「読み書き算盤」を中心としながらも集落毎に独自の内容になっており、集落内部のインフォーマルな教育システムであったといえる⁽¹⁰⁾。したがってその運営の中心となっている講師や集落の篤志家の事情や熱心さの程度により盛衰があり、場合によっては中断することさえあった。以上のように夜学会は、集落の内部で生み出された教育機関であり、集落がもっている多様な機能の一つの発現形態であったといえよう。本稿では以下こうした夜学会を、「伝統的夜学会」と言う。

1912年の青年団の結成とその事業としての青年夜学会は、西目村にとってはその契機を外部から与えられたものであったが、しかし上述の伝統的夜学会の歴史と集落の機能を無視したものではなく、むしろそれに依拠しつつ実施されたのである。具体的に検討しよう。

具体的な資料に直接裏付けられないが、西目村では1910年より伝統的夜学会の行政村による強化が図られたようである。そのタイプの一つは伝統的夜学会を集落単位の青年団に改組し、それが夜学会の経営主体となるものである。その一つは1910年に発足したもので「学術研究をなし風紀を矯正し勤勉力行の美風を養成するの目的」としたものであり、「休日を利用せる会員の労働賃を以て維持」する方針がとられた。主要な事業は「夜学部を設け民家を借入れ会場となし傍ら教員を住居せしむ教員武山秀善会長金津教円の両氏教授の任に当り」というように、形の上では伝統的夜学会をほぼそのまま引き継いだものであったが、小学校の教員を集落内に居住させその指導を受けるというように、教育方法に外部依存が強まったことが注意をひく。もう一つの集落の青年団は1911年に創立されたもので、会員は14歳から40歳の者を会員とし、「経費は会員の製作せる菓工品を以て充」てられた。事業は「夜学部を設け……(中略)……教員山内定孝会長潟保貞次郎(役場……大鎌)書記吉敷正次の三氏教授の任に当る」というように、やはり夜学会であった。しかも小学校教員と役場書記が教師に加わっている。さらに「会場は(明治……大鎌)四十三年新築せるものにして教員の居室あり」というように、専用の会場をしかも教員が居住できる部屋まで備えたものを建てていたのである⁽¹¹⁾。統一青年団ができる以前

の集落の青年団は、専用の会場を持ち小学校の教員等を教師に加えるというように、事実上それ以前からあった青年夜学会を改組強化したものであった。

一方他の集落では、青年団こそ組織されなかったが、伝統的夜学会に小学校教員を講師に迎え、更に会場の新築を行っていた。たとえば中沢集落では、1911年に23坪の会場を工費387円余と延273人の集落住民の出役で、土地は集落内の地主の無償提供で、建築している。同年には他の集落でもほぼ同規模の夜学会の会場が建築されている。その方法はいずれも中沢集落と同様で、集落の費用と住民の無償の出役が財源であった。これら会場には教員の居室が併設されていた。この集落単位の青年団や青年夜学会の改組にともなって、教育科目も農業補習学校のそれと同一の「修身、読方、綴方、算術、農業」へと変わり、5集落に設置されたのである⁽¹²⁾。

実はこうした方法は、前節で検討したように、1911年に示された教員の集落への分住とその指導という由利郡の補習教育奨励の指導方針と一致した内容であった。西目村各集落の伝統的夜学会の改組と指導内容の農業補習学校制度のそれとの同一化は、夜学会という集落機能の一形態をそのまま利用し、しかも会場の建築も集落に依存し、教育内容のみを国家の方針に沿ったものに変えていくものであったといえよう。

1912年に発足した西目村青年団は、その設立理由に「本村青年夜学会は各部落に散在し……(中略)……故に之を統一して一村一団となさんと欲し屢々学務委員会其他に諮る処ありしが本年一月佐々木助役、伊藤校長に団則起草を囑託し本日をも以て之が実行を見んと欲す而して従来の夜学会は即ち青年団の事業とし専ら学校教員を各部落に分住して之が教授の任に当らしめ」とあるように、上のように性格を変化させた夜学会の統一的な運営を第一の目的として設立された。但し青年団の組織は、団長が村長、副団長には小学校校長、幹事には助役、収入役と小学校教員が配置され、従来の集落毎に配置された夜学会は支部となりそれぞれ集落に居住する地主など篤志家が会長に、教員が講師になっている。会場は従来のものを使用して集落毎に開かれることになった⁽¹³⁾。またその運営方法を資料1を見ると、教科は、修身、読方、綴方、算術、農業の5

(資料 1) 西目青年夜学会規則 (抄)

第1条 青年団規則第11条に依り各部落に夜学会を設け左の7区に分ち青年夜学会と称す (以下略)

第2条 夜学会員は20歳以下の男子にして諸学校に入らざるものは凡て入会するものとする

但し20歳以上と雖も希望者は入会することを得

第7条 学科は修身読方綴方算術農業の5科目とす

但し出戸海士剥の如き漁業地にありては水産科を課することを得

第8条 夜学会員を分ち甲乙丙の3部とし高等小学校二学年卒業及同程度の学力を有するものを甲部とし尋常小学校6学年卒業及同程度の学力を有するものを乙部とし以下を丙部とす

第10条 会期会日教授時間は毎年10月1日より3月30日までとし1週3日月、水、金曜として1日3時間つとす

但し会日は時宜に依り変更するも妨けなし

第13条 経費は各区に於て適宜収支するものとす

出所:「西目村史」(未公刊).

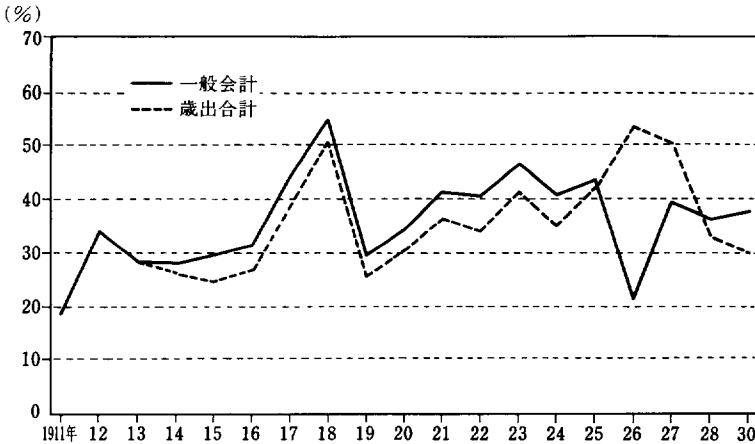
科目で漁業集落では農業に替わって水産が取り入れられていた。開講期間は農閑期の10月から3月までの6カ月間で、隔夜開講された。会員は実業補習学校の入学者と同様に定められており、この点からも青年夜学会では県の指導に従った補習教育そのものが行なわれたことが理解できよう。

青年団の夜学会は、その発足当初の1912年には7集落に設置され、1914までには、全集落に普及した⁽¹⁴⁾。夜学会に必要な経費は、資料にも見られるように、各区すなわち集落の負担であった。その実態をみると、たとえば1916年の夜学会に必要な経費は、9集落分合計で155.6円で、そのうち集落が支出した分は63.94円で1集落当たり7.10円、また会員負担分は91.66円で会員一人当たり0.44円である。また講師9名にたいする手当は総額でも14円にすぎない。翌1917年から村の補助金が支出されるが、同年の補助金額は72.64円で費用総額227.15円の32%にすぎない⁽¹⁵⁾。夜学会の詳細が判明する年の実績を見ると、年間事業予定日数72日にたいして、1914年は各会平均で88日、1915年は69日となっており、出席率もそれぞれ88%、87%となっている⁽¹⁶⁾。

以上のように1910年代の西目村の補習教育は、青年団の夜学会として実施された。教育内容と教員は県の指導方針に沿って外部から与えられたものの、その経費の負担を含めた運営の実態は、集落毎に実施されていた伝統的夜学会と殆ど変わりなく、その意味で集落に依存していたといえる。

しかしすでにみたように、県では夜学会と同列に実業補習学校の設置を奨励し、そのために補助金を交付する制度を実施している。郡も独自に補助金を給付していた。にもかかわらずなぜこの時期西目村は財政的な助成措置をうけられる実業補習学校の制度を取り入れなかったのか。

このことを解明する具体的な資料は無い。しかし間接的ではあるが次のような事情がその理由として考えられる。第一に1910年代から西目村は多様な事業を繰り広げる。たとえば伝染病対策、部落有林の統一と村有林への植林、道路改修、鉄道の駅誘致、郵便局の誘致、電話の設置、等である。これらはいずれも日露戦後の地方改良運動により行政村の財政基盤の強化を図るために実施を奨励されたり、経済発展に伴う、特に西目村の主産物である米の取引に必須となったインフラストラクチャの整備であり、住民からの行政需要に応じたものであった⁽¹⁷⁾。さらに財政の最大の支出項目である教育費自体が増大しつつあった。以前より小学校の児童数は人口増加に応じて増加しており、それにとまって学級数と教員を増加させなければならなかった。教員数は1911年には8名であったが、15年には11名、17年には12名と増加する⁽¹⁸⁾。小学校の経常的な経費中人件費はほぼ80%を占めていた⁽¹⁹⁾。しかも小学校の費用に補助金が支出されるようになるのは、1918年以降のことである。さらに校舎の建築も必要であった。第4図は、西目村の一般会計及び学校建築特別会計を含む歳出全体に占める教育費の割合を示したものである。1912年、18年、26～27年の高いピークはいずれも校舎の建築事業が行なわれた年である。こうした事業はいずれも多額の財政措置を必要とするものであり、財政基盤が必ずしも強固でなかった西目村にとって、助成がうけられるとはいえ、農業補習学校の設置というかたちで補習教育の充実を図る余裕がなかったのであろう。



第4図 西目村歳出に占める教育費の割合（1911～30年）

出所：「西目村歳入出決算」による。但し1929年はデータを欠く。
以下西目村財政に関しては「同上」による。

以上の財政事情に加えて第二に、集落がその内部に住民の子弟に対して教育する機能をもっており、現実にもその機能を発揮していたことが挙げられる。村が集落に依拠する基盤があったのである。さらに県や郡もそれを利用することを指導していた。

これら諸事情が、県から強力に指導された補習教育の実施に当たって、さしあたり夜学会という形態をとらせた事情であり、県もそれを許容していたのであった。しかし20年代に入ると、県は夜学会に替わって実業補習学校の設置を指導し、西目村の財政事情もそれを許すようになるのである。

(3) 西目村農業補習学校

西目村農業補習学校の創設は1920年である。しかし村はそれ以前から教育行政により一層力を注ぎ始めた。上掲の第4図によれば、教育費は1916年までは20%台の水準であったものが、10年代後半は大きく変動しながら増加し、

(資料 2) 西目村小学校教員住宅建設規程(抄)

-
- 第1条 本村は教員の優遇並びに補習教育の普及発達を計るため教員住宅を設置す
- 第3条 毎年度に於て建築すべき教員住宅は2戸以下とし大正7年より向ふ10ヶ年間に完成するものとす
- 第5条 毎年度に於て建設すべき位置(部落)は学務委員会の決議を経て村長之を定む
- 第6条 前条の位置は学校付属のものを除き部落青年夜学会場の隣接地とす
- 第7条 1戸に要する建築費として村費より支出すべき金額は地形費を除き金500円以内とす
- 第8条 前条の金額を超過する額及び地形費は所在部落の寄付を以て之に充つ
- 第9条 住宅の修繕は毎年4月之を調査し金30円以内にありては所在部落の寄付を以てし且つ修繕期間を指定す金30円以上なるときは村費を以てす
- 第13条 住宅に居住する教員は女教員及特別の場合を除くの外夜学会に講師たるの義務を負うものとす
-

出所:「西目村会議事録」(1918年)。

20年代は一般会計の40%を占めるようになり、小学校の校舎を新築した後半には、歳出全体の50%に達することもあった。教育行政の積極化の要因の一つは、補助金の増額にあった。具体的に検討しよう。

県と郡は教員の待遇改善と補習教育推進のため、教員住宅を集落に建築することを指導しており、由利郡では1916年に町村長会議で指導していたことは、前節で見たとおりである。これに対応するように、西目村では、資料2に示したように、1918年教員住宅建設規程を定め、その建築にとりかかった。その規定に書かれている目的は県の指導内容そのものである。これには県から補助金が支出されたが、しかし規程の第7～9条に見られるように集落の負担もまた伴った。したがって建設に当たっては集落の同意をとりつけることが、重要であった。その過程は次の通りである。

村は、建築の計画を立てるにあたって、まず集落長会議ともいべき年番会で集落の意向を確認している。すなわち本校と分教場に付属した教員住宅の建設が終了した1919年10月の年番会議で、次のように聞いている。「労力全部と一戸平均二円以上の寄付し得る見込ある部落にして大正九年度に於て教員住宅建築の希望あるものは申出らるべし⁽²⁰⁾」。西目村は最初から労力と集落住民

の寄付を具体的に提示して、「希望」を募ったのである。そのうえで翌 1920 年 12 月には、1921～23 年度の建築計画を作成し同じく年番会議で「左記の予定を以て教員住宅建設せらるべきに付各部落に於て農閑期を利用し土台及基礎石を運搬し置かれ度こと⁽²¹⁾」とその準備を集落の負担で行なうように指示している。

1921 年には中沢集落で教員住宅を建築した。工事は集落が村と契約を行ない、集落が請負った。契約工事金額は 1,400 円、しかし実際の工事費は 1,500 円であり、その差額の 100 円は集落の寄付によることになった。また教員住宅は、その規程にあるように夜学会会場の隣接地に建設しなければならず、中沢集落ではこのため夜学会会場を移転しなければならなかった。「移転改築」費用は 3,112 円余、うち西目村の決算に計上されているのは、奨励金として 300 円に過ぎない。奨励金は屋根瓦代として集落から村長宛にその下付を申請して聞き届けられたものである。これ以外には村からの補助はない。残りの 2,812 円はすべて部落の負担で行なわれたのである。負担は金銭だけでない。人夫の出役も住民の負担であった。それらの負担がどのように配分されたかは知ることはできないが、要するに実業補習学校の会場は、集落の費用で「移転改築」されたのである。集落の負担は建築費だけでは無い。完成後実業補習学校分室に備え付けられた参考図書類の購入費用も集落民からの寄付によって賄われた。

実際の建築工事にあたっては、補習学校の「移転改築」と教員住宅の新築を一緒に行なっている。そのため集落では工事実施の組織を作っている。集落出身の村会議員が村との連絡役、集落長である年番が工事監督、そのほか年番経験者を含めて工事委員に 4 名が指名された。必要な資材は購入しプロの大工などは雇うものの、人夫は集落民が一戸平均 20.5 人の割合で出役している。敷地については、なんの記録も見あたらない。おそらくは集落の土地が提供されたのであろう。二つの建物の建築に要した費用は総額 5,145 円、収入は役場から教員住宅建築費が 1,400 円と補習学校屋根瓦代 300 円その他 31 円の 1,731 円、残額の 3,414 円は部落の負担であった⁽²²⁾。実業補習学校は、教員

(資料3) 秋田県由利郡西目農業補習学校学則(抄)

第2条 本校は青年に対し普通教育の補習をなし併せて職業教育を授け以て実地活用の知能を進め身体を強壮にし健全なる国民善良なる公民たるの素養を得しむるを以て目的とす

第3条 義務教育の終りたる者又は義務教育を終らざるも学齢を超過したるものにして他の学籍にあらざるものは農業補習学校に入学せしむるものとす

第4条 特別の事情により就学能はざる者は村長の承認を受くるものとす

附 則

授業料は之を徴収せず

出所:「西目村会議事録」(1920年).

住宅と実業補習学校分室という主要な施設の建築費の過半を集落の負担で建設することにより、実施することができたのである。

こうした教員住宅の建設とともに、西目村農業補習学校は発足した。資料3及び第3表によると、発足当初は1919年の県の「実業補習学校施設要領」に沿った制度となっていた。すなわち1～6年の本科、その上に2年の研究科をおき、いずれも夜間分教場での分習の形態となっている。しかし22年から本科1・2年が昼間学習に変更され、23年からは本科後期と研究科にも昼間学習が導入され、女子部も昼間学習として新設されている。そして24年には昼間学習が主体となる。昼間学習へ比重を移すことは、県の指導に沿うものであり、専任教師による統一した授業を行なうことも目的としていた。その必要性は特に農業科と女子の裁縫科に大きかった。小学校の教員が兼務で教える分教場での指導は、時間的にも場所的にも困難であったのである。専任教師による農業教育の強化を図ろうとすれば、昼間学習による統一した授業が必然になるのである。

しかし昼間教授へ踏み切るためには、障害が二つあった。第一は校舎の問題。これはまもなく着手された小学校校舎の新築によって解決された。もう一つが、週1回とはいえ子弟を昼間学校に出すことに対する抵抗である。十代特にその後半の男子は、すでに各農家の重要な農作業を担当していたからである。この困難な問題を解決するために西目村は集落単位に周到な説得、「根回し」を

第3表 西目農業補習学校制度の変遷

年次	学年構成	教授期間・形態	教授時間
1920 年	本 科 1～6 年 研究科 1～2 年	夜間分教場で分習 夜間分教場で分習	4～9 月, 月 3 回 10～3 月, 週 3 回 年間 150 時間以上
1922 年	本 科 1～2 年 本 科 3～6 年 研究科 1～2 年	昼間小学校で授業 夜間分教場で授業 夜間分教場で授業	週 1 回, 年 240 時間 週 3 回, 年 180 時間 週 3 回, 年 180 時間
1923 年	＜男子部＞ 本科前期 2 年 本科後期 3 年 研 究 科 3 年 ＜女子部＞ 前期 2 年 後期 2 年	昼間小学校で授業 夜間分教場で授業 昼間小学校で授業 昼間小学校で授業 昼間小学校で授業	週 1 回, 年 240 時間 週 2～3 回 月 1 回 合計年 220 時間 週 1 回, 年 280 時間 週 1 回, 年 280 時間
1924 年	＜男子部＞ 本科前期 2 年 本科後期 3 年 研 究 科 3 年 但し漁業集落は、別形態の授業 ＜女子部＞ 前期 2 年 後期 2 年	昼間小学校で授業 昼間小学校で授業 夜間分教場で補習 但し漁業集落は、別形態の授業 昼間小学校で授業 昼間小学校で授業	週 1 回, 年 240 時間 週 1 回, 年 220 時間 週 1 回 週 1 回, 年 280 時間 週 1 回, 年 280 時間

出所：「秋田県由利郡西目村農業補習学校学則」，（西目村会議事録，各年）。

行なった。まず第一に 1922 年学制頒布五十年を記念して各集落毎に「教育講演会」を行なっている。演題等講演内容は不明だが、講演者は役場職員、村会議員、学務委員、年番、青年団支部長、小学校教員、補習学校教員となっている。開催時期は野外の農作業がほぼ終了した 11 月から 12 月までであった⁽²³⁾。こうした事実から、この教育講演会の目的は一般的な教育普及とともに、実業補習学校を含む各農家の生活に即した教育の重要性を認識させることに一つの目的があったこととおもわれる。講演会を通じて間接的ながら実業補習学校への就学と出席を奨励したのである。第二に翌 1923 年 3 月の年番会議において、

実業補習学校入学適齢者は「男女とも補習学校に入学毎週一回昼間教授を可受きに付保護者雇用主へ右承知の旨御通知ありたし⁽²⁴⁾」と、県の指示通りの指令を出している。部落を通じての行政的な指示である。第三に制度の大幅改正を前にした1923年の12月、やはり年番会議で包括的な「農業補習学校制度変更計画案」が校長より提案があった。その内容はまず従来の制度の欠点として、統一の困難、授業の困難など8点あげたうえで⁽²⁵⁾、「昼間（土曜）教授を本体とし本校に召集し男子部女子部共適宜の学級編成にし主要学科を教授し補習教育の徹底統一を計る」と制度変更の主旨を述べている。具体的には①昼間授業の回数を、6月、10月の農繁期や8月の「お盆」の時期には減らし、冬季に増やす、②夜間の教授時間数を全体の半分にまで減らす、③女子は土曜日の昼間授業に集中する、④昼間授業は男女とも3学級編成とし、各学級2学年の複式授業とする、⑤夜間の授業は3部の複式とするとしている。さらに重要なことは、漁村集落への対応である。漁家の生活リズムは農家と大きく異なる。特に出稼ぎ漁業が主体であった西目村の場合、周年開校する昼間の実業補習学校への就学はより困難であった。このため漁村集落に対しては、「夜間制とし在村期間約五カ月一週三回」と、県の通年制授業の指導にもかかわらず季節制にし、会場も漁村集落内にあった「分教場」で行なうこととした⁽²⁶⁾。

こうして従来の集落毎の夜間学習の欠点である分散性と不統一さを、昼間授業を導入する事によって解消すると同時に、農業集落と漁業集落の経済活動の相違にあわせて事実上二校制にして住民の経済活動への影響を極力少なくし、さらに住民の生活のリズムにあわせて授業時期を編成し出席しやすくするというきめ細かい再編案が提案されたのである。年番会議へ提案された事項は、そのまま集落の寄り合いで討議され、各住民へ周知されるとともに意志統一がはかられる。こうして村の事業は集落で公に認知され、認知された事項は集落住民にたいして強制力を持つことになる。事実「農村部落の五部落だけは大体これを実行して土曜日休業として生徒を出⁽²⁷⁾」すという体制をとった。実業補習学校の再編もこうして集落で認知されることにより、その実施が可能となる

第4表 西目村農業補習学校の状況

	学級数	生徒数	出席率
1920年	9	11~70	89~99
21	8	10~75	94~99
22	10	7~58	92~99
24	男 6	169	85.26
	女 4	137	68.97
25	男 8	176	86.35
	女 5	145	70.15
26	男 5	70	88.20
	女 4	63	90.33
	訓練所 4	133	50.21
27	男 5	120	89.08
	女 4	101	78.71
	訓練所 4	88	(92.08)

出所：「西目村事務報告」（各年）。

注．1) 1920～22年の生徒数・出席率は一分室当たりの数。

2) 26年訓練所の出席率は海岸部落の58名を欠席と計算したもの。
また27年は海岸集落の出稼ぎ者を控除したもの。

のである。以上の周到な手続きをへて決定した実業補習学校の体制は、その後恒常的な体制となり、定着する。就学率は100%で⁽²⁸⁾、出席率も第4表に示したようにほぼ90%に達するようになる⁽²⁹⁾。

さらに1926年から青年訓練所が開校する。この結果実業補習学校の実施体制も、次のような変更をみる。①男女とも昼間授業228時間とし、外に男子のみ80時間の夜間授業が加わる。②海岸集落は夜間のみ。③学科担任制と一学年一学級制の実施等⁽³⁰⁾。一方青年訓練所は第5表に見られるように軍事教練が年間200時間の授業時間の50%を占めることもあって、昼間制が主体になる。農業補習学校の場合のように、集落の経済活動にあわせたきめの細かい配慮は不可能であった。このため第4表に示したように、漁村集落の出席率は極端に低下する。青年訓練所は事実上農業集落の子弟のための訓練所にな

第5表 西目村青年訓練所学科課程
(各学年共通)

(単位：時間)

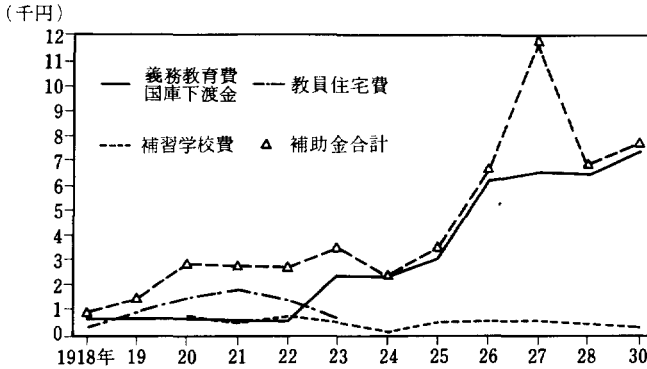
学 科 目	年間時間数
教練	100
修身・公民科	25
農業科	25
普通学科	50
計	200

出所：「事務報告」(1926年)。

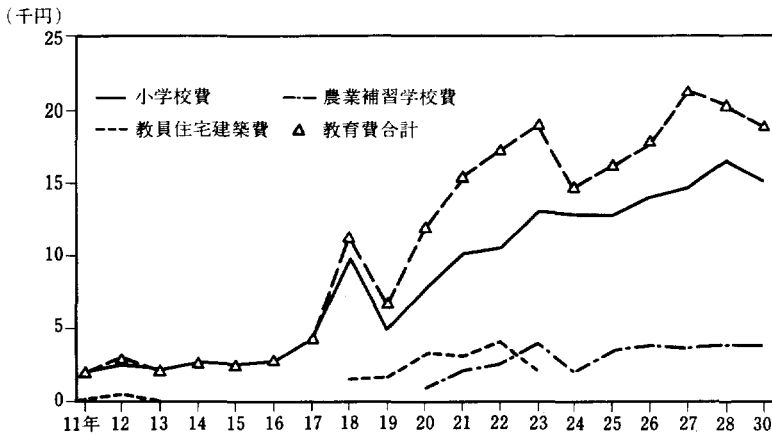
注：夜間教練等の行事は含まない。

ってしまうのである。村住民の経済・生活の実状を無視した画一的な教練の実施に対しての反応はこうして示されたのである。

以上のように県の指導に沿った農業補習学校の設置と農業教育の強化を一つの目的とした昼間学習への移行は、集落の負担と同意によって実現されたが、さらに財政的にもその実施のための条件が作りだされた。まず第一に農業補習学校の経費そのものへの補助金が給付されることになった。第二に専任教師への補助金である。22年から設置された農業科の専任教師は、当初西目村農会の技術員の兼任であった。裁縫科もまた同時に設置された。しかし専任教師の設置は、財政的に大きな負担であった。専任教師の給料は、農業補習学校の経費のほぼ50%を占めていた⁽³¹⁾。これに対しても補助金が交付された。第三に上述の教員住宅建築に関しても補助金が交付されている。しかし問題は補助の水準である。第5図は教育費に対する補助金が交付された1918年以降の補助金額を示したものである。22年までは教員住宅建築費に対する補助額が大きい、23年以降は義務教育費国庫下渡金が増額され、補助金の大宗を占め、26年以降ほぼ倍増する。これに対して農業補習学校に対する補助金は、少額にとどまっていた。一方第6図に示したように、教育費の中では小学校費が最も大きい。上述のように小学校費の80%は教員給料を大宗とする人件費であった。その人件費に対して、国は義務教育費国庫下渡金の制度を定め、1918

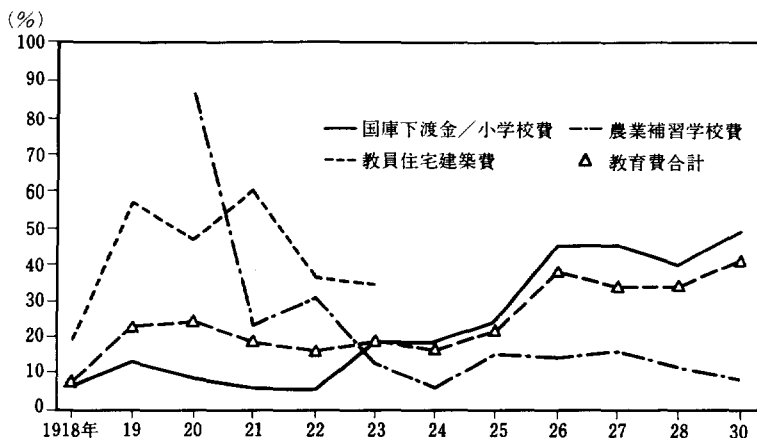


第5図 西目村教育費補助金額 (1918～30年)



第6図 西目村教育費内訳 (1911～30年)

注. 学校建築特別会計を除く.



第7図 西目村教育費補助金割合 (1918~30年)

注. 学校建築特別会計を除く.

年以降補助金を交付したのである。この補助金は、直接は小学校の教員給与に対するものであったが、その教員はいずれもが農業補習学校と兼務している。つまり間接的に農業補習学校の補助金でもあったのである。第7図は教育費に占める補助金の割合を示したものである。教員住宅建築費に対する補助率は、ほぼ30~50%に達する。農業補習学校に対しては当初高い補助金が交付されているが、1923年以降10%程度に低下する。必ずしも充分とは言えない。しかし教育費全体でみると、義務教育費国庫下渡金が増額された23年以降、補助率は20%の水準に達し、26年以降40%を超える。こうして義務教育費国庫下渡金は、金額の大きさの故に多少とも村財政に余裕を生み出し、農業補習学校の導入とその強化を可能にしたのである。こうして1910年代末以降の義務教育費国庫下渡金を始めとする補助金は、全体として西目村の農業補習学校の設置の大きなインセンティブを与えたといえよう。

以上のように西目村の農業補習教育は、その運営に関してもまた財政的にも集落に依存した青年団の夜学会としてスタートした。さらに農業教育の強化を

目指して設置された農業補習学校も教員住宅や会場の建築に関し集落に依拠していた。そしてその実施形態も、集落の経済や生活状況に適合したものにし、しかも絶えず村と集落の相互了解のもとにすすめられた。そうした村の中での条件形成を経て始めて、農業補習学校を国の政策通りに実施することが可能になったのである。

注(1) 西目村『村勢一班』(1927年)。

(2) 「西目村事務報告」(以下「事務報告」と略称)(各年)の名簿より。

(3) 「西目村治概要」(1911年、西目町役場所蔵)。

(4) 1911年の県内503小学校のうち、高等小学校を併置しているのはほぼ半数の252校、また由利郡内73小学校のうち6割強の45校が、高等小学校を併置している。秋田県〔1, 資料 明治編下947ページ〕。

(5) 「西目村自治抄録」(1913年、西目町役場所蔵)。

(6) 佐々木〔9, 211～212ページ〕。

(7) 「西目村自治抄録」(1913年、西目町役場所蔵)。

(8) 「事務報告」(1913年)。

(9) 以下集落の夜学会に関しては、「西目村史(未定稿)」(1924年、西目町役場所蔵)による。

(10) とはいっても、それぞれが全く孤立したものであるということではなかろう。夜学会は県内にも広くみられるし(秋田県教育委員会〔2, 第五巻559～560ページ〕参照)、また本文でも触れたように西目村内部の設立年が連続していることから推察されるように、それぞれ相互に影響し合っていたと思われるのである。

(11) 以上「西目村自治概要」による。

(12) 以上「西目村史(未定稿)」による。

(13) 以上「西目村自治抄録」による。

(14) ただし上高屋集落と中高屋集落には合同して設置されたため、夜学会の数は合計9となる。

(15) 「事務報告」(1916年, 1917年)。

(16) 「事務報告」(1916年)。

(17) こうした西目村の行政村としての事業全体の実施状況とその意義については、いずれ別稿において解明したいと考えている。

(18) 「事務報告」(各年)。

(19) 西目村財政決算から算出した。

(20) 西目村「年番会議録」(1919年)。

(21) 「年番会議録」(1920年)。

- ㉒ 「西目補習学校中沢分室新築工事見積書」(中沢集落所蔵)による。
- ㉓ 「年番会議録」(1922年)。
- ㉔ 「年番会議録」(1923年)。
- ㉕ 欠点としてあげられたものは、1. 組織制度の余りに複雑にして統一に困難を来すこと、2. 制度の不完全のため教員は教授に全力を出しかねる、3. 田植稲刈等の繁忙期を顧慮せずため其学期欠席多し、4. 不完全な夜学の複式教授が主体たるにつき生徒の学力向上に大障害あり、5. 夜学のため生徒は労働に疲労し専心勉学の気力欠乏し眠気を催する者多し、6. 分教場六七人の所も一人の教師三十人余の所も一人の教師を配置せねばならぬ窮況なり、7. 後期昼間授業は終日殆ど農業科にて教師も生徒も倦怠す、8. 団体的訓練の機会を得難し、以上の8点である。(「年番会議録」1923年)。
- ㉖ 「年番会議録」(1923年)。
- ㉗ 米山〔21, 52ページ〕。
- ㉘ 「事務報告」(各年)。
- ㉙ 出席率の向上をはかるため西目村農業補習学校では、時期は明確ではないが、当初精勤賞・優等賞を個人に授与していたのを改め、各集落の生徒の代表者の会合である「班長会」に諮り、集落単位の平均出席率と学業成績を競わせ、優秀な集落には「部落賞」を授与するという方法をとった。ここでも集落が単位となっている。(米山〔21, 54～56ページ〕)。
- ㉚ 「事務報告」(1927年)。
- ㉛ 「西目村財政決算」(各年)より算出。

5. 西目村の農業教育の内容とその意義

前節で見たように、西目村の補習教育は1920年代後半に充実したシステムが形成され、就学率も100%を達成する。しかも1927年小学校の新校舎も完成し施設も充実する。こうしたシステムと施設の中で、いかなる教育が行なわれていたのかを検討し、その後の西目村の農業の展開と、地域全体の動向にとって、補習教育がいかなる意義をもっていたのかを多少とも明らかにしたい。とは言ってもそのことを直接指し示す資料はごく限られており、いわば「状況証拠」をまじえての検討であることを、あらかじめ指摘しておきたい。

(1) 小 学 校

小学校の尋常科における理科教育が開始されたのは、1907年である。前述のように、小学校の理科教育は「博物学教育」に傾いていたといわれている。現実の授業に当たっては、他の普通学科とは違って、実験器具等の教育機器が必要である。理科教育の進展度合を、教育機器の整備を一つの指標として検討しよう。西目村では理科教育の開始後徐々に機器の整備を始めたが、本格的には理科教育が開始されてから10年後の1917年から、五十年の継続事業でその整備をはかり⁽¹⁾、5年後には635点が備えられその金額は800円に達した⁽²⁾。10年間で整備が遅れたのは、やはり財政事情によるのであろう。こうして尋常科の課程でも1910年代の後半には、理科教育が充実するようになる。さらに尋常科の教育で注目すべきは、小学校の新校舎が完成した1927年、後述のように非常に充実した学習園が設置され、「尋常科にも一定の耕地を分担せしめ、一年生から学習園作業に従事せしめ」、「甘藷の植え付けや、田植の時は、全校総出でやる⁽³⁾」という教育も行なわれていた。学習園は本来高等科の実習地であるが、その教育を尋常科にまで及ぼしていたのである。

西目小学校に高等科が設置されたのは1911年であるが、そこに設置された実業教科は農業科であった。高等科における農業教育に関しては、国も県も実習地での教育を重視していた。そこでどのような農業教育が行なわれていたか必ずしもはっきりはしないが、可能な限りで検討しよう。

まず高等科が設置された直後の1913年には、「高等科には農業科を加設し畑地百五十坪を賃借して実習地に充て大正二（1913）年三月金参百七拾円を投じ農舎を建て之を学校に付属せしめ実習に使い又農家副業の最たる養蚕業普及の目的を以て前記農舎に於て児童に之が飼育の実習をなさしめたり⁽⁴⁾」とある。わずか0.5aにすぎなかったけれども、とにかく実習地を設置し、あわせて農舎を建築し、農業教育の場を確保している。実習地で栽培された作物は、小麦、大豆、小豆等の穀物の他、牛蒡、茄子、馬鈴薯、甘藍、大根、葱、白菜、胡瓜、南瓜、蕪菁等十種類にもおよぶ野菜類であった。さらに上記のように養蚕・養鶏の実習を行なっている。こうした内容は、栽培される農産物の数の増減はあ

るものの、記録に見る限り1920年代半ばまで続いている⁽⁵⁾。さらに1927年小
学校の新校舎が完成すると、学校園も広くなり、実習内容も多様になる。1928
年の資料には「児童ノ勤労訓練施設」として、「神饌田一反三畝歩、桑園一反
歩、果樹園五反歩（葡萄、桃、梨、苹果）、蔬菜園九反七畝歩、花卉園一反歩、
馬一頭、兎六頭、山羊一頭、高等科児童手工品展覧会開催、勤労特別賞授与⁽⁶⁾」
が掲げられている。1924年以降十数年にわたってその職にあった西目小学校
の校長は、こうした学習園における教育の意義について、次のように述べてい
る。第一に「之が経営の主任は申すまでもなく農業の専任教員が当たっている
のであるが、稲作、果樹、養鶏その他動物蔬菜等一切に堪能と言うことは何人
にも期し難いことであるから、村内又は付近の篤農の人達にお願いして夫々指
導を依頼し、学習園の各部は、郷土一流の大家が之を分担し、何れも出来るだ
け模範的なものにして経営を進めてきているのである⁽⁷⁾」。要するに村内の篤
農、「郷土一流」の農家の農業技術を見聞し体験できる機会の提供に、学校園
＝農業教育の目的があったと言っていいであろう。その意味で学習園は「村か
ら見れば村立の模範農場⁽⁸⁾」でもあったのである。第二に「郷土の適産作物の
栽培乃至は動物の飼育にも当たらしめ、副業の性格を涵養し農業経営改善の素
地を養ってやりたい考えから、特に重要視し、経営を慎重にし⁽⁹⁾」たと述べて
いる。一町歩をこえる広い学習園で多様な作物を栽培することの意義は、「郷
土の適産作物」が何であるかを身をもって体験させ、それを将来それぞれの農
家経営に取り入れることにより複合的な農業経営を目指すという「経営改善の
素地」を形成することにあったのである。第三に「児童の心身の発達程度に即
して筋肉訓練を加味し、幼少時から筋肉に於て自然の神秘に親しましめ、農業
的性格を陶冶せんとするものであ⁽¹⁰⁾」ると指摘すると同時に、「農家の子供達
は、学校に於ても馬を飼い牛を養ひ、鶏に餌をやったり、養蚕実習で学校に泊
まることがあったり果樹の手入や、温床の世話から、蔬菜の作り方に至るまで
全く郷土的な雰囲気の中にあつて教科書を学び、国民教育を受ける⁽¹¹⁾」と述
べている。学習園で行なっている農業は、農業一般ではなく「郷土的」すなわ
ち西目村の農業であり、そうした農業の体験を通じて「農業的教育の陶冶」を

図り、西目村の農家の後継者を育成することが、ねらいの一つであった。とは言っても第四に「西目の教育は決して作業に偏せぬ、只国民教育を、はっきりと、郷土に立脚して実施したい。そして卒業と同時に立枯してしまふような知識の伝授を割愛して、子供の将来、農村の将来、国民の将来のため郷土の発展と同時的な国民教育を実現したいということを切に念願して止まぬ⁽¹²⁾」と述べているように、子供と農村と国民の将来を考え「郷土に立脚し」た「国民教育」、すなわち郷土を担う国民の養成の核として、学習園を位置づけている。

こうして学習園を中核とした小学校高等科の農業教育は、単に農業の実習一般に目的があったのではなく、児童の眼前に展開している西目村の農業を体験させることを通して、農業経営改善の視点をもった農業後継者の育成と、郷土の担い手の養成に大きな目的があったといえよう。これは実業補習学校の公民教育のねらいと同じものであった。

(2) 青年団と夜学会

1910年代の青年夜学会でどのような農業教育が行なわれていたのか。各集落の会場で夜間行なわれていた夜学会の教科は国語、算術、修身、農業であった。学科としての「農業」の内容を示す資料は発見できなかった。しかし夜学会は部落の会場での分習という形態をとっており、しかも小学校の教員が教えているものである。したがって教室内での「農業」の授業は、必ずしも十分なものではなかったのではないかと推測されるのである。だが夜学会は青年団の事業の一つであり、青年団は農業に関する事業を多様に展開している。青年団の事業は大きく分けて学術、実業、体育の三種からなっている。学術は夜学会が中心であった。実業に関しては、たとえば1915年に「イ、農工漁業の実習及視察旅行、ロ、品評会、ハ、実業に関する講話及び討論演説、ニ、採種田耕作⁽¹³⁾」が実施されている。この採種田の設置は、村農会が補助金を交付して村青年団の集落の支部毎に設置させたものであり⁽¹⁴⁾、農会の技術員の指導の下に栽培がなされていた。その栽培方法は各集落の支部毎に1反歩の水田を担当し、田植は一本植えと普通植えて「亀の尾」を栽培している。収穫した種粉

は、会員や集落内の希望者に配布している⁽¹⁵⁾。一般に採種田の経営は細心な管理と高度な技術が必要である。農会の指導による採種田の経営は、それらを身につける絶好の機会であった。またいくつかの支部では、農事研究会と称して、除草作業である蟹爪の伝習会と競技会や、馬耕技術の向上を目的とした深耕競犁会等を開催している⁽¹⁶⁾。さらに周辺の町村へ農業の視察を行なっているが、それは村農会の農事視察と合同で農会から補助金をうけて行なったものであった⁽¹⁷⁾。

こうして青年団の実業に関する事業は、ほぼ全面的に西目村農会の指導と協力のもとで実施されていたのである。言うまでもなく農会は農事改良を目的とする団体であり、農業技術普及が最大の事業であった。1910年代の西目村青年団は農会の事業の浸透ルートの一つであったのである。さらに西目村農会は1919年に集落毎に支農会を組織し、技術指導体制の教科を図るが、20年代に支農会の中核になって農会の事業を担うのは、「鋤頭」と呼ばれる農業後継者であった⁽¹⁸⁾。彼らは、10年代の青年団員である。こうして1910年代の青年団における農会の指導を受けて行なわれた実業に関する事業は、農業後継者の育成を行なったのであり、同時に農会事業の担い手の養成でもあったのである。青年団の夜学会もこうした事業の一環であったのである。

(3) 農業補習学校

1920年に上記の夜学会を事実上改組して発足した西目村農業補習学校ではどのような農業教育が行なわれていたのであろうか。

西目村農業補習学校は、発足当初県の指導がしばしば変更されたため、それに応じて、既に触れたように夜間制から昼間授業を主体とするなど、その制度の変更を繰り返している。それが一応落ちつき農業科の専任教師も設置された1923年の学科課程を示したのが、第6表である。農業教育は、授業と実習の二本立てで行なわれていた。授業時間全体に占める農業教育の割合は、男子前期では33%であるが、但し理科と合併しての授業であった。後期と研究科では36%とやや増加する。いずれにしても最大の割合を示している。これに実

第6表 西目村農業補習学校学科課程（1923年）

科 目	教 程	時間数	科 目	教 程	時間数
<男子前期>			<男子研究科>		
修身	道德の要旨	20	修身	道德実践指導	
国語	講読・作文・習字	40		法制経論大意	40
漢文	簡易な実用漢文	20	国語	講読・作文	40
英語	簡易な実用英語	20	数学	実用数学	40
数学	算術（筆算・珠算）	40	農業	農業実地指導	
理科・農業	理科大要・農業大要	80		農業各編の大意	80
体操	教練・体操・遊技	20	体操	教練・体操・遊技	20
	合計	240		合計	220
<男子後期>			<女子後期>		
修身	道德の要旨・公民心得	40	修身	道德の要旨・作法	
国語	講読・作文	40		公民心得	20
数学	実用数学	40	国語	講読・作文	40
農業	農業各編の大意	80	数学	実用算術	20
体操	教練・体操・遊技	20	家事	衣食住・育児	40
	合計	220	裁縫	通常衣類の裁縫	120
			農業	農業大要	10
			体操	体操・遊技	10
			音楽	単音唱歌	20
				合計	280

出所：「西目村農業補習学校規則」（1923年）（西目村村会議事録）。

備考：（男子部の）農業実習は前表時間以外に之を実施し、体操は前表時間以外に武術練習を課するものとする。

注：女子部の前期は、同後期とはほぼ同一のため省略した。

習を加えると農業補習学校にとって農業は男子に対する最大の科目であったことが確認できよう。これに対して女子は農業のウエイトが小さく、替わって裁縫が飛び抜けて大きい。しかし学科の事業内容を示す資料は発見できなかった。但し、青年訓練所の設立後の時期であるが、資料4に示された「経営上の方針」を見ると、28年の第三に「農業改善」の研究と「農村経済思想の養成」が掲げられている。単に技術問題だけでなく、経営を含む農業改善と「農村経済」に取り組んだのである。農業経済問題の学習は、この時点に始まるものではない。資料として示さなかったが、既に農業補習学校発足当初の1920年の

(資料 4) 西目村農業補習学校・青年訓練所経営上の方針(抄)(1928年)

-
- 第1 国語数学地理歴史等普通学科の補習による一般普通学の向上
 - 第2 公民教育により社会生活上必要なる知識を習得せしめ人生観の確立の基礎的思想養成
 - 第3 農業教育により農業改善に関する研究をなさしめ兼ねて農村経済思想を養成
 - 第4 体操教練の実施により規律共同の訓練を施し心身を鍛錬す
-

出所:「事務報告」(1927年).

「学科課程」の中に、最上級生の5・6学年の農業の教程には、農業・林業大意とならんで、「農家経済」が含まれていたのである⁽¹⁹⁾。農家経済や農村経済が既に農業補習学校で教える重要な事項であったといえよう。農家経済の理解は、1920年代から開始された農会の「経営改善事業⁽²⁰⁾」の基礎を形成するものである。農会の経営改善事業の中心にあったのは、簿記の記帳であった。まず自己の経営の客観的な把握に目的があったのである。農業補習学校の農家経済に関する教育は、こうした農会の経営改善事業の普及を側面から助成する意義をもったのであろう。またこの時期には農産物の商品化が進展する。西目村の主産物である米も、激しい産地間競争を行ないながら、東京市場へ進出する⁽²¹⁾。その主力になったのが農会と産業組合であった。「農村経済思想の養成」とはこうした商業的農業の現状を理解させることを含むものであっただろう。農業補習学校の農村経済に関する教育も、おそらくはこうした農業をとりまく新たな事態の理解を助けるものであっただろう。

農業補習学校の農業教育のもう一つの柱である実習については、試験田における稲の栽培が中心であった。資料5に示された試験田における試験の概要によると、その作付体系は品種、苗代方式、播種量、挿秧期、除草等いずれも基本的に当時の西目村の農家のそれと同じであり、農会が指導していたものでもあった。7区に区分された試験区の施肥方式では、当時の農家が一般的に行っていた堆肥のみの施肥のみならず⁽²²⁾、有機質肥料や無機質肥料そしてそれらを組み合わせた肥料の効果を確認している。試験田は当時の稲作作付方式を追体験することと同時に、他の施肥法と比較をすることによりその客観的な把

(資料 5) 農業補習学校試験田概要 (1922 年)

-
1. 田 砂質壤土
 2. 水稻品種 亀の尾
 3. 苗代 種類 通苗代
 播種期 4月20日
 播種量 坪当3合
 肥料 当地方一般施法と同じ
 4. 試験区 (1区20坪)
 ① 堆肥区 ② 過磷酸区 ③ 焼酎粕・過磷酸区 ④ 硫安・過磷酸区 ⑤ 骨粉
 ・大豆粕区 ⑥ 大豆粕・硫安・過磷酸区 ⑦ 鯨粕・硫安・過磷酸区
 5. 播秧期 6月12日
 6. 除草 4回 (蟹爪2回, 除草器2回)
 7. 生育調査 草丈, 茎数 (大暑, 成熟期), 出穂初, 穂揃期, 成熟期
 8. 収量調査 枳量, 玄米量, 枳重量, 玄米重量, ワラ重量, 米質
 ① 区 玄米量 3.30石 米質 2等
 ② 区 3.23石 3等
 ③ 区 3.15石 4等
 ④ 区 3.04石 4等
 ⑤ 区 3.00石 3等
 ⑥ 区 2.82石 3等
 ⑦ 区 3.00石 3等
 米質は、生産米検査員の検査による
 9. 肥料3要素試験
 ① 無肥料区 ② 無N区 ③ 無P区 ④ 無K区 ⑤ 三要素区
 (1) 生育調査
 (2) 収量調査
 ① 区 玄米量 2.73石 米質 1等
 ② 区 2.85石 3等
 ③ 区 3.04石 3等
 ④ 区 2.85石 2等
 ⑤ 区 2.76石 3等
-

出所：西目村「事務報告」(1922年)。

握に目的があったといえよう。また5区に区分されて実施された肥料3要素試験は、いうまでもなく肥料についての基本的な知識の取得にあるが、単に肥料の理化学的な知識ではなく、生育と収量の試験による稲にとっての三要素の意味の把握にあったのである。更にまた注目すべきは、収量調査が単に収穫量

だけではなく、生産米検査員の手による米質の検査を含んでいることである。検査の格付けが価格差を生み、収量とともに農家の収入に直接影響することは既に確認した。生産検査を含んだ収量調査が行なわれたということは、試験田の目的の一つに市場向けの良質米生産技術＝米の商品化技術の取得があったことを含意しているのである。試験田は、「農家経済」の授業と相まって、農家経営の改善を意識させることにもなったであろう。

農業補習学校の試験田における試験は、1. で述べた種子・肥料技術の基本を身につけ、それによって新技術の受容能力を高めるものであった。それは農家経営にとって、従来は家族内部で父子相伝によって、もしくは青年団等にみられる集落の機能によって補完されていた技術の受容能力の形成が、技術の供給が「外部化」することに対応して、農業補習学校という農家経営や集落の「外部機関」から供給されるようになったことを示すものである。技術受容能力形成も「外部化」したのである。さらに商業的農業の展開は、農家をめぐる経済環境を新たなものにする。こうした環境条件の変化への対応能力も農業補習学校によって与えられたのである。

西目村農業補習学校の教育の特色として、最後につけ加えなければならないことは、公民教育である。文部省が意図した公民教育の目的の一つは、戦前の国家にとって良き「臣民」、良き「村民」であったことは既に触れた。それに関し農業補習学校の校長を兼任している上述の小学校の校長は、当時の農村社会一般の欠陥の一つとして「自治民たるの自覚に乏しきこと」をあげ、税金の滞納、選挙による村の融和の攪乱、公共事業の不正等の存在を指摘している。その上で「之れは所謂自治の民たる自覚が乏しいからであって……(中略)……真に自分の町村の堅実な発達といふことについて、祈りの心が湧いていないからであると思ふ。其の心、其の性格を養ふにはそれは極めて幼少時代からの教育計画に待たなければならぬことも勿論ではあるが、青年期の教育に於ても一の重点として徹底せしめなければならぬ事項に属する⁽²³⁾」と述べている。ここで言われている「自治」とは、戦後の地方自治とはその意味合いを異にすることは言うまでもない。むしろ「国家のための共同体⁽²⁴⁾」という言葉で表現

されるような、国の一機関としての町村という性格が強いであろう。しかしそうであっても、「自分の町村の堅実な発達」を目的とした西目村農業補習学校の公民教育は、行政と経済の担い手、「より良き」村民の養成を目指したものではなかろうか。小学校では学習園での作業を通して「郷土に立脚した」教育が目指されていたが、農業補習学校ではそれに対応して村の行政や経済を「自主的」に支える担い手の養成にその目的があったといえるであろう。

以上のような農業補習学校の充実に対し、1910年代には夜学会や採種田の経営を行っていた青年団の事業も、変化する。「学科」事業では夜学会に替わって補習教育が掲げられているが、「実業」事業が「勤労」にとって替わり、その内容も村有造林地での下刈や、道路修繕、小学校の運動場建築等公共事業の勤労奉仕等に変わっている。公民教育の実践である。しかも満30歳未満であった団員の資格も、正会員は20歳、賛助会員は25歳までと、国や県の指導に従ったものになる。「官製青年団」として純化されるのである。こうして明治の半ばから始まった集落の機能の一つである、青年に対する教育をとおした後継者の育成も、行政村の事業である農業補習学校に吸い上げられたのであった。

いうまでもなく実業補習学校の生徒は将来の農業後継者であり、西目村の主要産業である農業発展をになうものであると同時に、将来の西目村行政の対象でありまたその担い手でもあった。こうして西目村の農業補習学校事業は、村経済と、行政村としての村それ自身の再生産の可能性を、最も基本のところからつくりだしたといえよう。

注(1) 「事務報告」(1918年)。

(2) 「事務報告」(1921年)。

(3) 米山〔21, 39～40ページ〕。

(4) 「事務報告」(1913年)。

(5) 「事務報告」(各年)。

(6) 「事務報告」(1928年)。

(7) 米山〔21, 38～39ページ〕。

(8) 米山〔21, 38ページ〕。

- (9) 米山〔21, 37～38 ページ〕。
- (10) 米山〔21, 37 ページ〕。
- (11) 米山〔21, 38 ページ〕。
- (12) 米山〔21, 41 ページ〕。
- (13) 「事務報告」(1915 年)。
- (14) 「会務報告」(西目村農会, 1915 年)。
- (15) 「事務報告」(1917 年)。
- (16) 「事務報告」(1919 年)。
- (17) 同上。
- (18) 西目村農会の組織と事業に関しては、大鎌〔5〕を参照。
- (19) 「秋田県由利郡西目農業補習学校学則」(西目村会議事録, 1920 年)。
- (20) 詳しくは玉〔13〕参照。
- (21) 西目村産米の東京市場への進出状況に関しては、大鎌〔4〕を参照。
- (22) 当時の西目村の稲作作付方式については不十分ではあるが大鎌〔5〕を参照せよ。
- (23) 米山〔21, 46～50 ページ〕。
- (24) 宮地〔18, 第1章〕。

6. おわりに

以上国と秋田県の農業補習学校の奨励政策を検討し、西目村の事例によりその実施過程を分析してきた。それを踏まえて、始めに掲げた3つの課題にそって、繰り返しを厭わずまとめてみよう。

第一は農業技術供給の「外部化」に対応した技術受容能力の形成に、農業補習学校がいかなる意義を持っていたのかという課題である。西目村の事例からみると、農業補習学校の農業教育の主眼の一つは、実習地での技術教育にあった。そしてその指導は、農業技術普及機関である農会と密接な関係にあった。青年団の夜学会による採種田の経営は、細心な管理と高度な技術を必要とするが、それは農会が指導した。農業補習学校の試験田でも、当時農家が一般的に行っていたものを含めた広範囲の肥料試験、収量と品質を意識した収量試験が行なわれ、良質米生産技術＝商品化対応技術を含んだ技術教育が行なわれていた。それは農会が普及に努めていたものと同一のものである。しかも農業技

術のみではなく、経済環境の変化に対応するための「農家経営」「農村経済」に関する知識の習得も図られた。これも農会の「経営改善事業」に対応している。さらに県の農業補習学校の教員養成が、農事試験場で行なわれ、農会技術員、米穀検査所、農業補習学校の専任教員の三職兼務構想からも理解されるように、人的な面でも農業補習学校と農会の関係は密接であった。

農会が農家に対して指導した新技術の普及も、経済環境の変化への適応も、当時の農家が直面していた課題であった。農業補習学校の農業教育は、これら農会の事業を受容する能力の養成を目指したのであり、農家の直面する課題に直接応える実践的な教育であったのである。

第二に農業補習学校を実施するに当たっての基盤に関することである。この点に関して二つのことを指摘したい。第一に集落との関係である。農業補習学校の母体となった青年団の夜学会は、集落が持つ多様な機能の一つが発揮されて実施されていた「伝統的夜学会」が直接の前身であった。県や郡が指導し、それをうけて実施した行政村は、まず「伝統的夜学会」の改組をもって、補習教育制度をスタートさせた。さらに集落は、夜学会の会場のみならず、教員の分住を目的とした教員住宅の建築の費用の一部も負担する事からも理解されるように、集落も農業補習教育に協力を惜しまなかった。すでに新技術の供給源は「外部化」し、また商品経済の浸透もその深部に達し、西目村経済は日本経済全体の動きに大きく左右されるほどになっていた。農業教育は集落内で実施する範囲を大きく超え、外部特に行政村や農会に依存せざるを得なかったのである⁽¹⁾。農業補習学校は集落なしには、これほど整ったシステムとして形成できなかった。しかし同時に農業補習学校の運営と教育内容は、集落や農家の生産と生活に適合した運営方法をとらざるを得なかった。そうした「適合化」を図ることなしには、制度は定着しなかったのである。

農業補習学校の実施基盤に関して、もう一つ指摘しなければならないことは、補助金である。農業補習学校の実施に当たって補助金の意味は、それがなければ上記のように実施できなかったほど、大きな意味があったといえよう。すでにいわゆる補助金農政は、日露戦後に始まっていた。教育でも1920年前後

に補助金への依存を深めている。この面でも農村と農業は「外部」への依存を深めていたのである。

課題の第三は、公民教育の意義に関する問題である。戦前期の公民教育は天皇制と国家主義のイデオロギー教育を目的としたものであるというのが、一般的な理解である。西目村の農業補習学校の公民教育もそうした面をもっている。しかしその枠内ではあるが、まず重視されたのは「郷土教育」であった。具体的には、家・集落から始まり、行政村の行政システム等いわゆる「自治教育」が、そして農会、産業組合等の村の経済システムの教育が、その中核にすえられていた。この郷土教育は、農業補習学校だけにとどまらず、小学校の教育でも補完されていた。こうして農家の担い手と同時に行政村の担い手が養成された。「国家有機体説」や「家族国家観」に基づいて国家意識の養成を目的とした公民教育は、末端の農村では「郷土教育」として根づいたのである。

1930年代の農業恐慌に対して、全国的に経済更生運動が展開された。その目指すところは「経済更生計画書」にしたがった経済の立て直しであった。その中心には産業組合や農会の経済機関が据えられ、行政村が統括した。西目村では経済更生運動開始の1年前、ほぼ同様の内容をもつ「新経済政策」が立案された。実施に際して重視されたのは、集落であった。すなわち「一村の経済建直しを計らんとするには、どうしても従来顧みられなかった部落の集团的団結力を利用して、これに自治的訓練を施さなければ到底好成績を収め得ないことを覚ったので、まず部落自治改善案なるものを作り……⁽²⁾」。西目村では集落の強化とそれを通した住民の組織化により、「新経済政策」を実行したのである。それを支えたのは「自治的訓練」をうけた住民であり、青年層であった。「新経済政策」の成果により、西目村は「模範村」として高名になるが、その基盤の一つは農業補習学校の公民教育にあったといえよう⁽³⁾。

以上のような意義と内実をもって、農業補習学校は義務教育修了後農村に居住する青年を対象に、農業教育と公民教育を施し、農家と農村の担い手を養成したのである。言い換えると農家も農村もその人的再生産を、学校制度という農家や集落の「外部」に依存する度合を強めたともいえよう。しかしそれは単

なる「外部」ではない。外部から与えられた制度を、農家の直面する課題に應えるものにし、集落という農家の社会関係を基盤にしてそれに適合するように再編した「制度」である。「適合化」を図ったのは行政村であった。行政村の意義の一つは、こうした外部の諸制度の「適合化」にあったのである。こういうプロセスを経てはじめて、「外部」から与えられた制度が、農村の「内部」に定着したのである。

では他の諸政策や諸制度はどうか。行政村は「外部」から与えられたものをどの様に「内在化」し実施したのか。住民はいかに受け入れたのか。それが残された課題である。

注(1) 1. で触れたように佐藤〔10〕は、「官製青年団」の諸事業は天皇制と村落の支配体制を結ぶ「ヤヌスの性格」を持つと指摘している。しかし本稿で検討したように、それは単に支配の問題ではなく、農家の経済構造それ自体がすでに変化しており、行政村が実施する農業補習学校を内在的に必要としていたのであり、その意味で集落の「支配体制」の内実が変化していたのである。しかし集落それ自体が崩れたというのではない。集落は外部条件の変化に適応したというべきであろう。

(2) 佐々木〔9, 283 ページ〕。

(3) 西目村の「模範村」の実態に関しては、さしあたり農村自治研究会〔15〕及び佐々木〔9〕を参照せよ。なお「新経済政策」の実施に際して、戸主、主婦、壮年、嫁、男女青年団、学校児童、幹部と区分して「自治教育」を行なう「全村学校」が行なわれ、村民全階層にたいして、自治意識の高揚が図られた。

〔引用文献〕

- 〔1〕 秋田県『秋田県史』（昭和 36～40 年）。
- 〔2〕 秋田県教育委員会『秋田県教育史』（昭和 57～61 年）。
- 〔3〕 大石嘉一郎・西田美昭『近代日本の行政村』（日本経済評論社, 1991 年）。
- 〔4〕 大鎌邦雄「一九二〇年代の農業倉庫について」（『農業総合研究』第 35 巻第 1 号, 昭和 56 年 1 月）。
- 〔5〕 大鎌邦雄「稲作技術開発・普及と系統農会」（『農業総合研究』第 41 巻第 1 号, 昭和 62 年 1 月）。

- 〔6〕 国立教育研究所『近代日本教育百年史』（1973～1974年）。
- 〔7〕 斎藤仁『農業問題の展開と自治村落』（日本経済評論社，1989年6月）。
- 〔8〕 崎浦誠治『稲品種改良の経済分析』（養賢堂，1984年）。
- 〔9〕 佐々木孝一郎『西目村の話』（明玄書房，昭和45年6月）。
- 〔10〕 佐藤守『近代日本青年集団史研究』（御茶の水書房，1970年3月）。
- 〔11〕 佐藤守「実業補習学校の成立と展開」（豊田俊雄編著『わが国産業化と実業教育』，国際連合大学，1984年7月）。
- 〔12〕 武田勉「農村産業組合の展開とその機能」（農業総合研究所『経営複合化と土地管理主体』，昭和58年3月）。
- 〔13〕 玉真之介「両大戦間における系統農会の組織的発展と経営改善事業」（北海道大学『農経論叢』第42号，1986年2月）。
- 〔14〕 帝国農会『農会ノ特殊教育施設』（昭和9年3月）。
- 〔15〕 農村自治研究会『模範村西目村の建設』（農村自治研究会，昭和26年6月）。
- 〔16〕 平山和彦『青年集団史研究序説，上下』（新泉社，1978年1月，3月）。
- 〔17〕 宮崎隆次「大正デモクラシー期の農村と政党」（『国家学会雑誌』第93巻第7・8～11・12号，昭和55年7～11月）。
- 〔18〕 宮地正人『日露戦後政治史の研究』（東京大学出版会，1973年）。
- 〔19〕 文部省『産業教育百年史』（ぎょうせい，昭和61年3月）。
- 〔20〕 山下英一「安城農林学校——創立と地域産業への貢献——」（豊田俊雄編著『わが国産業化と実業教育』，国際連合大学，1984年7月）。
- 〔21〕 米山重助『西目村の教育』（秋田市，教育互助出版協会，昭和10年）。

〔要 旨〕

農業補習教育の展開とその意義

—秋田県西目村の事例から—

大 鎌 邦 雄

本稿は、戦前期の日本で、義務教育修了後農村に居住し農業に就業した子弟に対する農業教育の展開過程とその意義を、米単作地帯である秋田県西目村の事例によりながら、実証的に検討することを、その主要な課題とする。

実業補習学校の制度は、1886年にスタートするが、その普及は1920年前後のことである。日露戦後の「官製青年団」設立政策のなかで、その修養機関として設立就学を奨励したことが、普及に効果的であった。1920年代には昼間制の導入と公民教育の強化が図られた。

秋田県では、1910年代の補習教育機関として、実業補習学校とともに集落単位に開かれる青年夜学会が奨励された。集落の伝統に依拠して補習教育の普及を図ったのである。1920年代には、県は農業教育の専任教師養成を開始するが、教育の内容を意識して、農業試験場で行なわれた。さらに実業補習学校の経営に必要な経費のみならず、専任教師の給与に対しても補助金を交付した。

西目村の農業教育は1910年の青年団による夜学会からスタートする。それは集落の伝統的夜学会を改組したもので、小学校教員を集落に分住させ教育に当たらせたが、その運営経費も会場建築費も集落に依存したものであった。

夜学会を引き継いで西目村農業補習学校は1920年に始まる。そのために教員住宅を集落毎に建築し、会場もそのそばに移転させた。しかしその建築費のかかなりの部分は、補助金と集落に依拠したのである。1920年代半ばには、一部昼間制が導入されるが、若い労働力を就学させるため、集落単位に周到な説得と合意をとりつけて初めて実施が可能であった。

農業教育の内容に関し特徴的なことは、青年団の夜学会の場合、農会と密接な協力のもとで行なわれたこと、採種田や試験田での実習教育が重視されたこと、さらに郷土教育が重視されたことであった。

こうして西目村の農業補習学校の教育は、農業技術が試験場と農会という農村の「外部」から供給されるようになったことに対応して、それを受容する能力の養成を通じ、農家の後継者を養成し、さらに村の行政の担い手の養成もあわせて行なわれた。